

# 目次 CONTENTS

ごあいさつ ..... 1

経営方針 ..... 2

JAグループ・JAバンクシステム ..... 10

## 当会の考え方

リスクマネジメント ..... 12

コンプライアンス(法令等遵守)について ..... 14

金融ADR制度への対応 ..... 15

金融商品の勧誘方針 ..... 15

個人情報の取扱方針 ..... 16

利用者保護等管理方針 ..... 16

利益相反管理方針 ..... 17

お客さま本位の業務運営に関する取組方針 ..... 17

マネー・ローンダリング等防止および

反社会的勢力等との取引排除 ..... 18

貸出運営についての考え方 ..... 18

責任ある投融資 ..... 19

事業の概況 ..... 20

JA自己改革の取組み ..... 23

地域貢献への取組み ..... 24

業務のご案内 ..... 31

組織の概要 ..... 38

## 資料編

単体経営資料 ..... 43

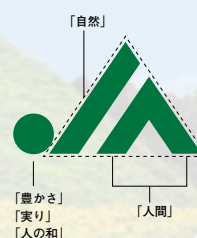
連結情報 ..... 82

法定開示項目と掲載ページ一覧表 ..... 113

## Profile (令和5年3月31日現在)

名 称 / 新潟県信用農業協同組合連合会  
本店所在地 / 新潟市中央区東中通一番町189番地3  
創 立 / 昭和23年8月  
総 資 産 / 1兆9,903億円  
出 資 金 / 744億円  
店 舗 / 本店  
職 員 数 / 162名

### 【JAマーク】



### 「JA」とは…

#### Japan Agricultural Cooperatives

の略称で、すなわち「農業協同組合」の愛称です。



農業協同組合としての原点(協同組織、農業・地域への貢献)を表します。

金融システムの一員として、他の金融機関に引けをとらない総合金融サービス(貯金、ローン、決済等のフルバンキング機能)を提供することを表します。

- 本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- 金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。そのため、合計欄、増減欄等が一致しないことがあります。

# ごあいさつ



経営管理委員会会長 伊藤 能徳 代表理事理事長 島本 春幸

皆さまには、日頃より、新潟県信用農業協同組合連合会(JAバンク新潟県信連)に対して格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和23年の創立以来、「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、県下JAとともに、新潟県の豊かな「農業」と「暮らし」を金融面からサポートしてまいりました。

このたび、当会の事業・経営状況について皆さまにご紹介するため、令和4年度の業績や活動内容をまとめたディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ぜひご高覧いただき、当会へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和4年度のが国経済は、資源高の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとの、回復基調となりました。新潟県内では、個人消費に持ち直しの動きがみられたものの、生産等には足踏みがみられました。

金融情勢では、日銀によるマイナス金利政策が継続される一方、長短金利操作の運用見直しが行われたほか、海外当局による継続的な利上げが行われ、金利は大きく変動しました。また、年度末にかけて欧米金融機関の信用不安が高まり、金融市場は動揺しました。

このような情勢の下、JAバンク新潟では、JAバンク新潟中期戦略の初年度として、農業の成長支援や地域の活性化支援、ライフプランサポートの実践による組合員・利用者ニーズに即した事業展開を進めるとともに、貸出の強化をはじめとした収益力の強化や徹底的な業務効率化による人材創出により、持続可能な収益構造の構築に取り組みました。

また、当会としても、第18次中期経営計画の初年度として、基本方針に掲げた取組みを一つひとつ着実に実践するとともに、令和3年11月に実施したSDGs宣言を踏まえ、農業専門金融機関および地域金融機関の優位性を活かし、金融仲介機能や県域本部機能の発揮を通じて環境・社会課題の解決に貢献していくため、2030年に向けた中長期目標を設定いたしました。

令和5年度は、JAバンク新潟中期戦略および当会の第18次中期経営計画の中間年度であり、JAにおいては、農業・地域金融機関としての機能発揮や持続可能な収益構造の構築等の取組みを加速させる重要な年度となります。

当会としても、“農業・地域・暮らしに貢献し、組合員・利用者を支え続けるJAバンク”という目指す姿の実現に向け、経営環境の変化に適応しつつ、安定した利益還元と充実した機能還元により、JAの事業変革の取組みを支援していくとともに、「長期ビジョン」の実現および2030年に向けた中長期目標の達成に向けた取組みを進め、組合員をはじめ地域の皆さまからの期待と信頼に応えてまいりたいと思っておりますので、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

新潟県信用農業協同組合連合会

経営管理委員会会長

伊藤 能徳

代表理事理事長

島本 春幸

経営方針

JAグループ

当会の考え方

事業の概況

JA自己改革の取組み

地域貢献への取組み

業務のご案内

組織の概要

資料編

### 経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、新潟県農業の振興および農家経済の安定・向上を図るとともに、広く地域社会の発展に貢献します。

### 長期ビジョン

私たちを取り巻く環境は、本県農業産出額の減少、担い手の高齢化・法人化、低金利環境下における利鞘の縮小、デジタル化の急速な進展など、大きく変化してきています。

また、国連ではSDGsが採択されるなど、地球環境問題をはじめとしたサステナビリティへの意識が高まっています。

このようななか、将来にわたり、当会の経営理念を実現していくためには、環境の変化に適応すべく、自身を変革し、挑戦していくことが必要であると考えています。

こうした認識の下、私たちは、SDGs宣言を行うとともに、2030年に向けて、JAバンク新潟県信連の今後の目指す姿を明確化し、その目標達成に向けて役職員全員が一丸となって実践していくことを目指して、長期ビジョンを策定しました。

### 到達目標…目指す姿、存在意義

#### 農業、地域、JAと共に未来を創る

### 長期ビジョン…あるべき将来像のスローガン

#### 「Moving toward 2030 未来への変革」

#### ～変革に向けた、3つの挑戦～

- I. 農業・地域社会を豊かにする、コンサルティング・サービス
- II. 環境・社会課題に適応する、ESG経営
- III. 挑戦・成長し続ける、組織・人材マネジメント

当会が、地域から最も信頼され、そこで働く職員が誇りをもつ組織となることで、地域の課題に積極的に対峙・解決し、経営理念に掲げる「農業の振興、農家経済の安定・向上、地域社会の発展」を実現していきます。

また、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に取り組むほか、ダイバーシティ経営を実践するなど、SDGsの達成に向けた積極的な取組みを通じて、経営理念の実現を図っていきます。






## SDGs宣言

当社は、経営理念に基づき、信用事業を通じて、農業の振興と組合員の生活基盤の安定・向上、ならびに地域社会の発展に向けた事業運営を行うことにより社会的使命を発揮するとともに、平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」への取組みを通じて、持続可能な農業・地域社会を実現するため、令和3年11月30日に「SDGs宣言」を行うとともに、令和5年3月には2030年に向けた中長期目標を設定しました。

### J Aバンク新潟県信連 SDGs宣言

J Aバンク新潟県信連は、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に賛同し、持続可能な新潟県の農業・地域社会の発展、地球環境の保全および社会課題の解決に向け、J Aとともに、事業活動を通じて貢献してまいります。

### 重点項目・関連事項

長期ビジョン	重点項目	関連事項	主な関連目標
I. 農業・地域社会を豊かにする、 コンサルティング・サービス	1. 地域農業・経済の 持続的発展	(1) コンサルティング・ サービスの充実	
	2. 地域社会の活性化	(1) 金融インフラ・ サービスの充実	
II. 環境・社会課題に適應する、 ESG経営	3. 環境・社会課題への 責任	(1) ESG金融の実践	
		(2) 環境配慮型経営の 実践	
		(3) ダイバーシティ経営 の実践	

### 2030年中長期目標

長期ビジョン	目標項目	令和4年度実績	目標値
I. 農業・地域社会を豊かにする、 コンサルティング・サービス	食農関連企業への融資新規実行額	108億円	600億円 (令和4～12年度累計)
II. 環境・社会課題に適應する、 ESG経営	サステナブル・ファイナンス取扱額	67億円	800億円 (令和3～12年度累計)

## JAバンク新潟中期戦略(令和4～6年度)

JAバンク新潟(県下16JAと当会)は、「JAバンク新潟中期戦略(令和4～6年度)」を策定し、目指す姿である「農業・地域・暮らしに貢献し、組合員・利用者を支え続けるJAバンク」の実現に向けた取組みを進めています。

### JAバンク新潟中期戦略(令和4～6年度)の概要

#### 目指す姿

“農業・地域・暮らしに貢献し、組合員・利用者を支え続けるJAバンク”の実現

#### 機能発揮

1. 農業の成長支援
2. 地域の活性化支援
3. ライフプランサポートの実践

#### 機能発揮の土台

4. 収益力の強化
5. 徹底的な業務効率化による人材創出
6. 事業運営態勢強化
7. 健全性確保・内部管理態勢構築

#### JA全体の取組み

- 経営の基盤・持続性の確保
- 「JAグループSDGs取組方針」に基づく対応

## JAバンク新潟県信連第18次中期経営計画(令和4～6年度)

当会は、少子・高齢化や人口減少のほか、気候変動などの環境問題等、地域農業・社会を巡る様々な経営環境の変化を想定し、将来においても、JAとともに、新潟県の農業・地域の持続的発展や環境問題を含む社会課題の解決に貢献していけるよう、持続可能なビジネスモデルを構築すべく、2030年に向けた長期ビジョンを策定するとともに、中長期目標を設定しています。

第18次中期経営計画は、2030年に向けた最初の3年間として、到達目標とする「農業、地域、JAと共に未来を創る」の実現を目指し、長期ビジョンに掲げる変革を実践していくため、役職員一同が意識を新たに、経営方針に基づき、基本方針や重点実践事項に掲げる取組みを着実に進めていきます。

### 第18次中期経営計画(令和4～6年度)の概要

#### 経営方針

当会が、将来にわたり、JAと一体となって、地域農業・経済の持続的発展および環境問題を含む社会課題の解決に貢献していくため、JAバンク新潟の県域本部として、JAへの安定した利益還元と充実した機能還元を実施するとともに、農業専門金融機関・地域金融機関として、金融仲介機能をはじめとした役割を果たすべく、挑戦・成長し続けていきます。

#### 基本方針1

地域農業・経済への  
貢献

- #### 重点実践事項
1. 県域本部機能の発揮による農業の成長支援
  2. 金融仲介機能を通じた農業振興・地域活性化

#### 基本方針2

JA事業変革の  
一体的実践

- #### 重点実践事項
1. ライフプランサポートの実践
  2. 収益力の強化
  3. 徹底的な業務効率化による人材創出
  4. 事業運営態勢強化
  5. 健全性確保・内部管理態勢構築

#### 基本方針3

持続可能な経営基盤の  
確立・強化

- #### 重点実践事項
1. 有価証券運用の拡充
  2. 経営管理機能の高度化
  3. 強靱な組織への変革

### 業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営理念に基づき、新潟県農業の振興および農家経済の安定・向上をはかるとともに、広く地域社会の発展に貢献するため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、企業倫理および法令等の遵守ならびにリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制の基本方針を策定しています。

#### ■ 内部統制基本方針

##### ア. 役員および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンスの基本方針やコンプライアンス・マニュアル等を策定し、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (イ) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守態勢の実施状況の検証を行うとともに、コンプライアンス態勢の適正な運営のための検討・協議を行う。
- (ウ) コンプライアンス統括部署は、法令等遵守状況のチェックおよび管理等を行うとともに、各部署のコンプライアンス管理者が法令等遵守態勢の徹底を行う。
- (エ) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス所管部および外部の法律事務所に相談・情報提供できる「コンプライアンス・ホットライン」制度を構築し、その内容に応じて速やかに是正措置を講じる。
- (オ) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (カ) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

##### イ. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 経営管理委員会、理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等の情報については、「総務規程（文書管理細則）」等に基づき保存期間などを定め適切に管理する。
- (イ) 業務の担当部署等は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる上記の文書を含め情報が常時閲覧できるように保存・管理する。

##### ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めた「リスクマネジメントの基本方針」を制定する。
- (イ) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。  
こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (ウ) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (エ) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本

に関するリスク管理を実施する。

- (オ)「緊急時対応に関する基本方針」に基づき、災害等が発生した場合、業務の継続ならびに早期復旧・正常化を図るため必要な態勢を整備する。

#### エ.理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 中期経営計画および年度事業計画やその他の業務執行に関する重点実施事項を定め、その進捗状況を定期的に管理する。
- (イ) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定や経営課題などの協議等を行うほか、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を行う。
- (ウ) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、会議体等の整備を行い、機構・職制・事務分掌等を含めた権限を明確に定める。

#### オ.当会および子会社における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 子会社を含め当会の業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を定め、子会社管理部署を設置する。
- (イ) 円滑な業務運営を図るため、子会社との協議事項および進達事項を定め適宜指導・助言を行い、業務の執行状況などを把握・管理する。
- (ウ)「財務報告に係る内部統制基本方針」等に基づき、当会の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

#### カ.内部監査体制

- (ア) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、「内部監査規程」等を定め、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われる態勢を確保する。
- (イ) 監査部は、当会の全業務および子会社を対象とした理事会が承認する監査計画に基づき内部監査を行い、その結果を理事会および経営管理委員会に報告する。
- (ウ) 監査部は、監事および会計監査人と意見交換などを行い、連携を強化し効果的な監査業務の遂行を図る。

#### キ.監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (ア) 理事は、監査補助者として監査部に必要な人員を配置し、監事は、職務執行を補助する者として、監査部職員をはじめとした監査補助者を選定する。
- (イ) 監査補助者は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。

#### ク.理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (ア) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事会に報告する。
- (イ) 理事は、監事に意見交換などにより必要な報告および情報の提供を定期又は都度行うとともに、職員を含め監事の要請により報告および情報の提供を行う。
- (ウ) 監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (エ) 監事は、理事会、経営会議、コンプライアンス委員会など、業務遂行に関する重要な会議に出席する。
- (オ) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事閲覧に供する。
- (カ) 前記ア.(イ)の「コンプライアンス・ホットライン」制度の運用状況およびコンプライアンス所管部が子会社の内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告を行う。



ケ. 監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員および子会社の役員・社員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

### コ. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

### サ. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 「監事監査規程」を定め、役職員の監事監査に対する理解を深め、監事監査の環境を整備する。
- (イ) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (ウ) 監事は、代表理事と定期的に意見交換を行い、また監査部との連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。

## ■ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令等遵守、リスク管理、子会社管理、内部監査等の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和4年度の運用状況は以下のとおりです。

### ア. 役員および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、コンプライアンスの基本方針やコンプライアンス・マニュアル等を策定するとともに、コンプライアンス委員会等による検証や「コンプライアンス・ホットライン」制度の構築、コンプライアンス・プログラムの策定による役職員の研修等を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力との関係遮断については、マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、組織的に対応する体制を整備するほか、マネロン・テロ資金供与等への対応にかかる研修会の実施により、意識の向上を図っています。

### イ. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

文書管理細則を定め、重要な会議体については議事録の作成・保存に関する体制を整備するとともに、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報が常時閲覧できるように保存・管理する体制を整備しています。

### ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントの基本方針やリスク管理方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう事務手続等を定めているほか、業務継続訓練も実施しています。個別事案に対しては、緊急対策本部会議を開催し、具体的な対応方針の協議も行っています。

### エ. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および年度事業計画の進捗管理を業務会議において定期的実施し、実効性を図っています。

また、理事会の意思決定を効率的に行うために理事等により構成される経営会議を必要に応じ随時開催し、理事会での迅速な経営判断ができるような協議の場とするほか、役職員の職務執行を効率的に行うための会議体等を整備し、機構・職制・事務分掌等を含めた権限の明確化を図っています。

#### オ. 当会および子会社における業務の適正を確保するための体制

各業務に係る諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めているほか、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めています。また、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制基本方針等に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備しています。

#### カ. 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告するとともに、理事会および経営管理委員会にも報告しています。また、監事および会計監査人と意見交換などを行い、連携を強化し効果的な監査業務の遂行を図っています。

#### キ. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

業務執行部門から独立した部門として監査部を設置し、監事の職務執行を補助するために必要な職員を配置しています。また、監査補助の従事にあたっては監事の指揮命令のもと業務を遂行しています。

#### ク. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や業務遂行に関する重要な会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。また、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行っています。

#### ケ. 監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス・ホットライン制度運営細則等に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記し、役職員に周知しています。

#### コ. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事の職務執行について生ずる費用については、すべて負担できるよう年度ごとに十分な予算計上を行い、支払うこととしています。

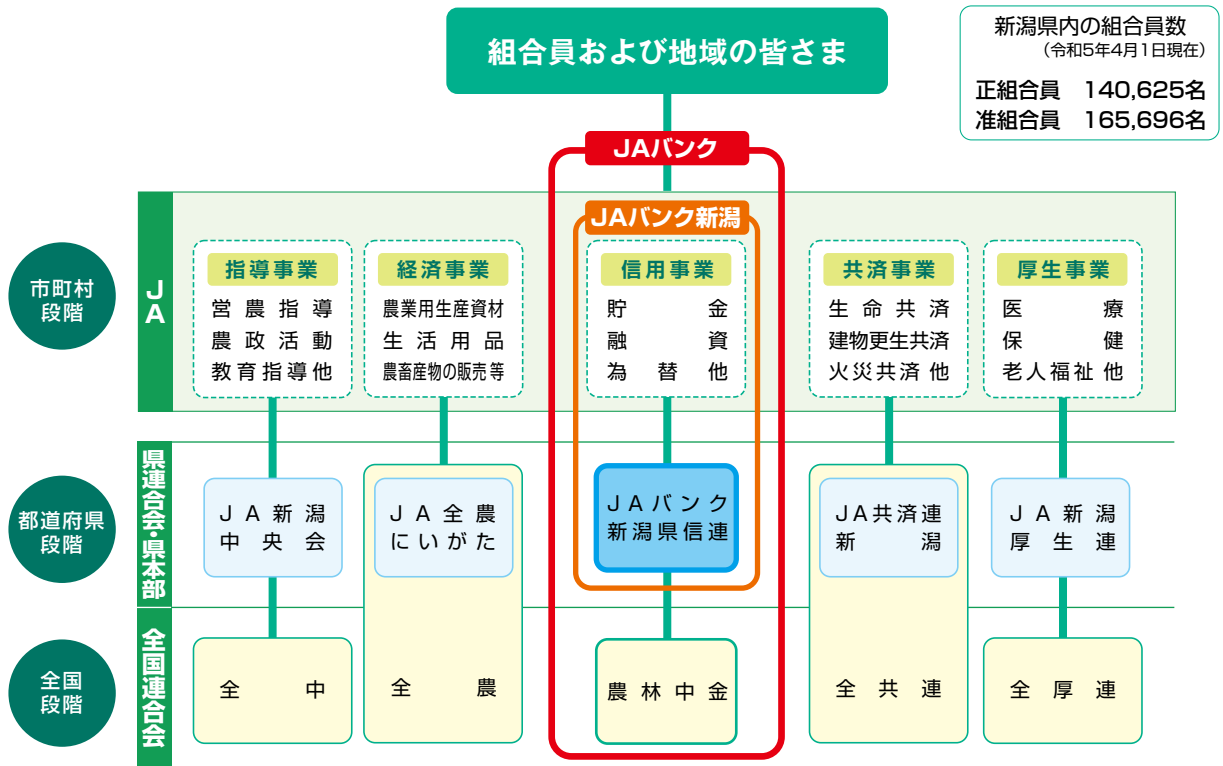
#### サ. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

## JAグループの仕組み

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階および全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業、指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業等を展開しています。

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、県下JAの事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として、地域の皆さまに総合金融サービスを提供しています。

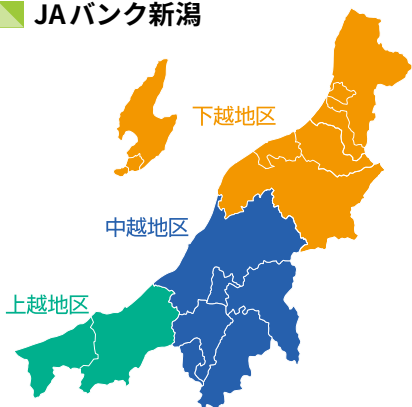


## JAバンクとは

「JAバンク」とは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。全国に民間最大級の店舗網を展開するネットワークと総合力で、地域の皆さまの、身近で便利、そして安心なメインバンクとして、お客さま一人ひとりのニーズに応えます。

新潟県においては、県下16JAおよび当会が「JAバンク新潟」として、一体的な事業運営を展開しています。

### JAバンク新潟

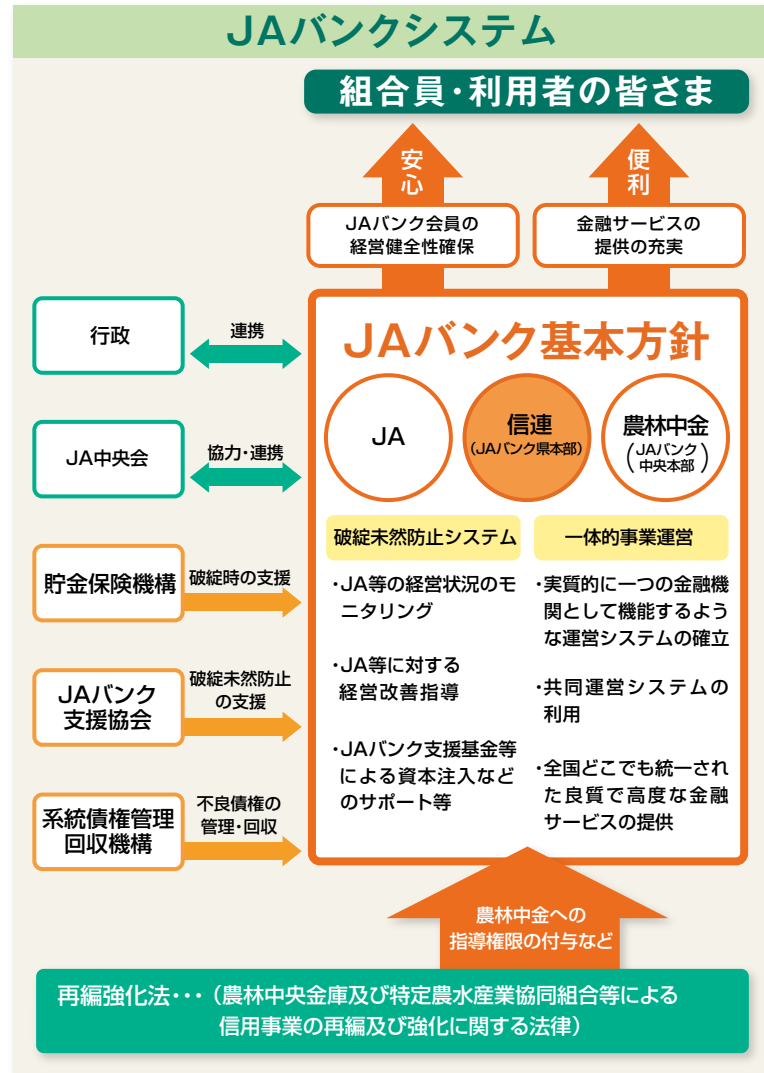


<b>下越地区</b>	JA新潟市 JAかみはやし JAにいがた岩船	JA北越後 JA胎内市 JA新潟かがやき	JA佐渡 JA羽茂
<b>中越地区</b>	JAえちご中越 JA越後おぢや	JA北魚沼 JAみなみ魚沼	JA十日町 JA津南町
<b>上越地区</b>	JAえちご上越	JAひすい	
<b>県連合会</b>	JAバンク新潟県信連		

## JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットとときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



**破綻未然防止システム**

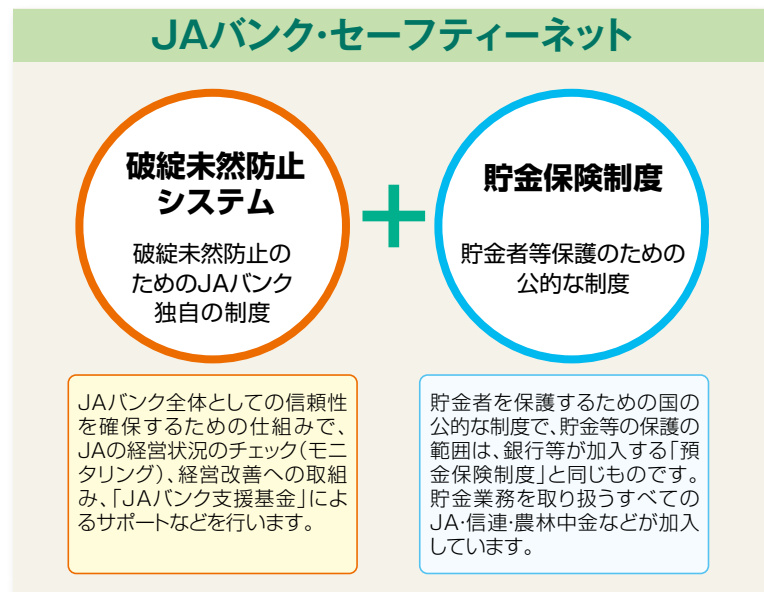
- ・JA等の経営状況のモニタリング
- ・JA等に対する経営改善指導
- ・JAバンク支援基金等による資本注入などのサポート等

**一体的事業運営**

- ・実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムの確立
- ・共同運営システムの利用
- ・全国どこでも統一された良質で高度な金融サービスの提供

## JAバンク・セーフティーネット

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と、公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティーネットを守られており、組合員・利用者の皆さまに、より一層の安心をお届けしています。



## リスクマネジメント

金融機関が内包するリスクは、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等多様にわたり、かつ増大する傾向にあります。こうした事業環境の中で、当会はリスクマネジメント態勢の充実・強化について重点的に取り組み、ALM委員会・リスク管理委員会をはじめ内部監査・審査体制の充実・強化を図るなど、経営の健全性確保に努めています。

### ALM体制

金融機関の資産・負債は金利変動等の影響を大きく受ける構造になっていますが、当会では、財務の健全性維持と安定的な収益確保のため、リスク管理を徹底するとともに、リスクアペタイト・フレームワークの考え方を導入し、ALMの強化に努めています。

「ALM委員会」「融資検討委員会」「資金運用検討委員会」等を定期的に開催して、資産・負債の動向把握や経済動向・金利予測分析を行い、金融情勢の変化に対応できるよう努めています。

### リスク管理体制

経営の安定性を維持し、将来にわたって健全経営を維持していくために、当会が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクを統合的に管理することを目的として「リスクマネジメントの基本方針」等を定めるとともに、定期的に「リスク管理委員会」を開催して、信用リスク・市場リスク等にかかるリスクの分析および限度額の設定・管理を行っています。

### 内部監査体制

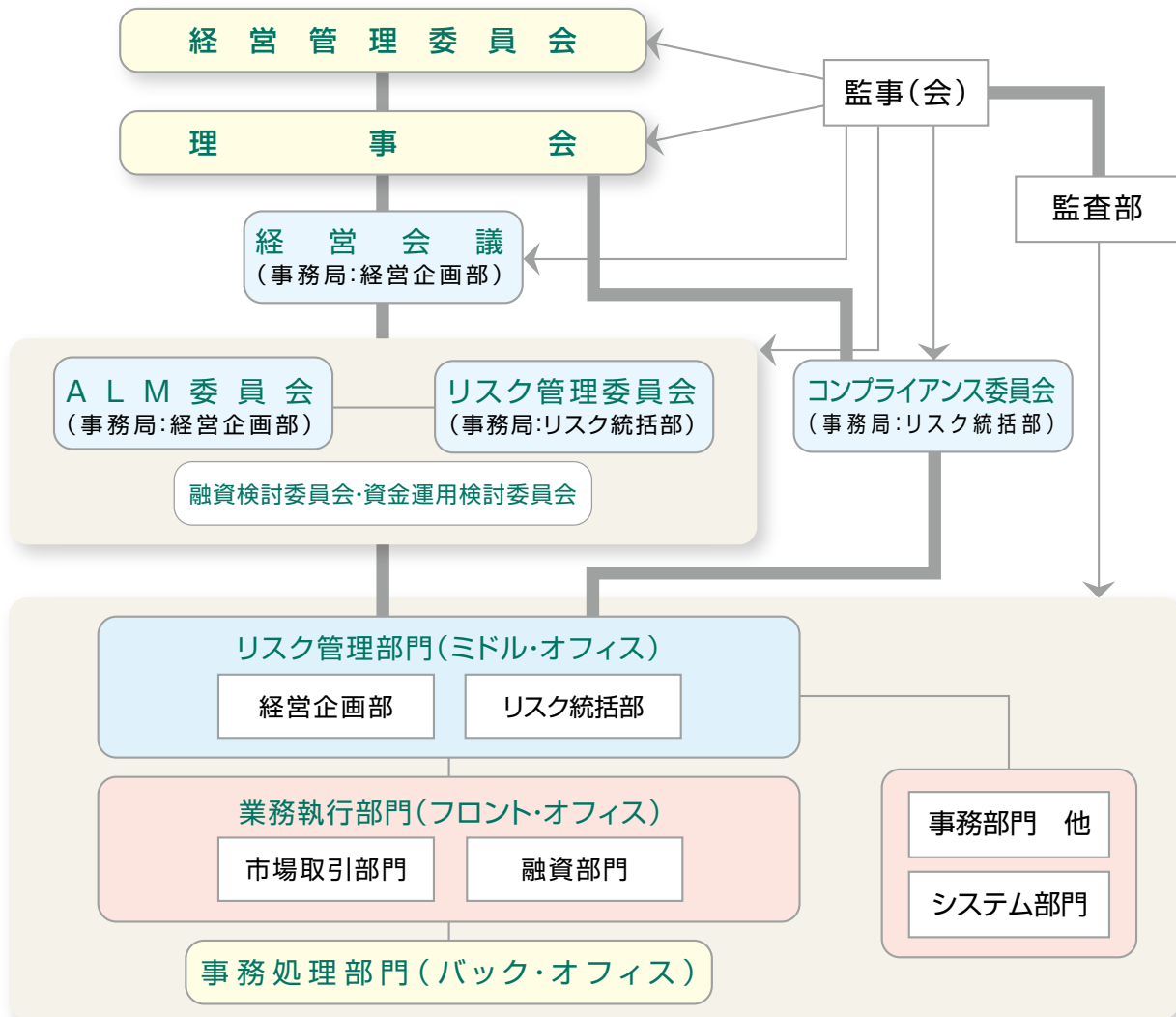
内部管理態勢の強化を図るため、経営活動全般にわたる管理運営および業務の遂行状況についての適切性と有効性の観点から検証・評価し、その結果に基づく情報の提供および改善・合理化への提言・提案等を通じて、経営の健全性確保および経営効率の向上に努めています。

### 審査体制

「クレジットポリシー」等の内部諸規程を基本とした「審査方針」を定めて、信用リスク管理の強化を図るため、厳格な審査体制を敷いています。

具体的には、営業段階においては、財務諸表分析システム等により融資先ごとの対応方針に基づいて一次審査を行い、融資推進部門と分離独立した審査部門において、厳正な基準に基づいた二次審査を行い資産の健全性確保に努めています。さらに、融資および審査担当者を会内外の各種研修に派遣して、審査能力向上に努めています。

## リスクマネジメント体制図



当  
会  
の  
考  
え  
方

## 管理対象リスクの種類

種 類	内 容
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々なリスクファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値（または収益）が変動し、損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金が確保できなくなる、または、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク） 市場の混乱等により市場において取引ができなくなる場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	
事務リスク	役職員が手続きに定められた事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被る、または、諸規程の不備等により適切な事務処理が行われず損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動等、システム不備等に伴い損失を被る場合およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

## コンプライアンス(法令等遵守)について

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者・企業・地域住民の皆さまのための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会は、こうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上にゆるぎない地域社会からの信頼を確立していくため、「コンプライアンスの基本方針」を定め、コンプライアンス態勢の充実・強化に取り組んでいます。

### ■ コンプライアンスの基本方針

#### ① 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における地域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

#### ② 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

#### ③ 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

#### ④ 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

#### ⑤ 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

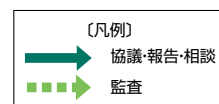
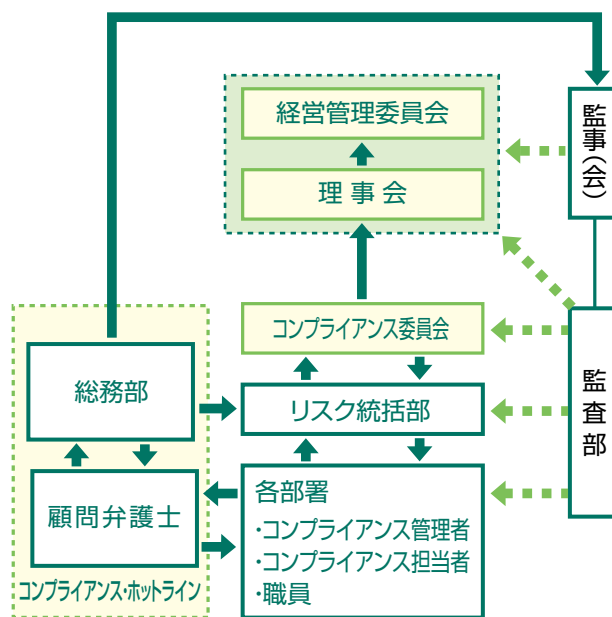
#### ⑥ 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

### ■ コンプライアンス体制

当会は、コンプライアンス態勢全般に関する協議を行うため、コンプライアンス委員会を設置しており、重要な事項については経営管理委員会および理事会に報告等を行っています。また、リスク統括部をコンプライアンス関連事項の統括部署と位置付け、当会全体のコンプライアンスに関する企画・立案やモニタリングに取り組むとともに、各部署にコンプライアンス管理者を配置し、リスク統括部と連携をとりながら適切な事業運営の実践に努めています。

なお、コンプライアンスに関する基本姿勢および遵守すべき事項等を記載した手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に対して周知徹底を図るとともに、毎年度策定するコンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス態勢の強化に向けた具体的な実践策に取り組んでいます。



## 金融ADR制度への対応

### 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・店内掲示等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

相談・苦情等のお申し出については当会の相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所までお問合わせください。

#### 当会の相談・苦情等受付窓口

電話番号：025-211-2121（代表）

#### JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時  
（金融機関の休業日を除きます。）

### 紛争解決措置の内容

お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決することを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用できます。

	電話番号
新潟県弁護士会示談あっせんセンター	025-222-5533
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249

※上記の弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

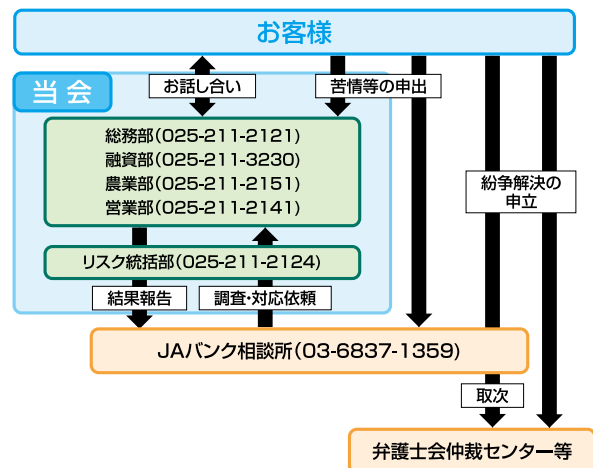
① **現地調停**：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

② **移管調停**：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合わせください。

### 苦情等受付・対応態勢

当会は、上図のような態勢でお客さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



## 金融商品の勧誘方針

当会は、金融サービス提供法の趣旨に則り、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、「金融商品の勧誘方針」を定め、お客さまに対して適正な勧誘を行うとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

### 金融商品の勧誘方針

- ① お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。



## 個人情報の取扱方針

当会では、お客さまからの信用を第一と考え、ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から以下のとおり「個人情報保護方針」を定め、厳格な管理に取り組んでいます。

また、個人情報管理の有効性・実効性確保に向けて、役職員への研修等にも取り組んでいます。

さらに、当会はお客さまから情報をお預かりする立場にあると同時に当会自らも経営上の機密情報等、さまざまな情報を保有し活用しており、情報資産は当会における経営の根幹をなすものになっています。このような状況に鑑み、情報資産の適切な保護・管理・利用は当会にとって極めて重要な経営課題であるとの認識から、「情報セキュリティに関する基本方針」を定め、役職員の一人一人が広くセキュリティへの認識を高めるよう取り組んでいます。

### 個人情報保護方針

#### 1 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

#### 2 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。当会の個人情報等の利用目的は、当会のホームページ等に掲載しております。

#### 3 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

#### 5 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

#### 6 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 8 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

#### 9 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

#### 10 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

#### 11 苦情・ご意見・ご要望の申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

※お客さまの個人情報等のお取扱いにつきましては、当会ホームページに掲載しております。

## 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業において、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下のとおり「利用者保護等管理方針」を定め、お客さまの保護等管理態勢の向上に取り組んでいます。

### 利用者保護等管理方針

1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。

2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。

- ④ 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤ 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のための態勢整備に努めます。  
(備考) 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者とは当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

## 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

### 利益相反管理方針

#### ① 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### ② 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

#### ③ 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### ④ 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### ⑤ 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、県下J Aの信用事業をサポートする県段階の連合会組織として、県下J Aが組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献できるよう支援するため、以下の取組方針を定め、本方針に基づく取組状況の定期的な公表にも取り組んでまいります。

今後も、県下J Aがお客さま本位の業務運営をより一層実現することができるよう支援するため、本方針を必要に応じて見直ししてまいります。

### お客さま本位の業務運営に関する取組方針

#### ① お客さまへの最適な商品提供

投資信託を販売する県下J Aが、お客さまのニーズに合った金融商品・サービスを提供できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。なお当会は、金融商品の組成に携っておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

#### ② お客さま本位の提案と情報提供

投資信託を販売する県下J Aが、お客さまの投資判断に資するような重要な事項（商品のリスク特性・手数料等）について分かりやすく説明し、必要な情報を十分に提供できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

#### ③ 利益相反の適切な管理

投資信託を販売する県下J Aによるお客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することのないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則3本文および（注）】

#### ④ お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

投資信託を販売する県下J Aに対し、研修の実施や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築することができるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

## マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除

当会は、事業を行うにあたりまして、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むほか、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

特に、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高くなっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

### ■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

#### ① 運営等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

#### ② マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### ③ 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

#### ④ 組織的な対応

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

#### ⑤ 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

## 貸出運営についての考え方

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としており、当会の責務は、その大切な財産を安全にお預かりし、地域の皆さまから有効にご活用いただくことにあります。

当会は、農業基盤の拡充と担い手の育成に資するための農業関連融資や、農商工連携による地域活性化に努めるとともに、地域金融機関として、地域振興・地場産業振興および社会福祉の向上に寄与すべく、地元企業・団体ならびに地方公共団体等お取引先のニーズに応じた融資条件の設定により、資金需要に積極的に対応しています。

今後とも、農業および地域社会の発展に資するため、幅広い資金ニーズに応えてまいります。

### お取引先業種例

<p><b>農業</b></p> <p>穀作、野菜園芸、果樹樹園 農業、養豚肉牛酪農、養鶏 養卵、その他農業</p>	<p><b>製造業</b></p> <p>食料品飲料水製造、繊維工業、 木材木製品紙製品製造、化学 工業、鉄鋁金属工業、非鉄金属 製造、出版印刷、その他製造業</p>	<p><b>鉱業</b></p> <p>石炭原油天然ガス鉱業</p>	<p><b>建設業</b></p> <p>総合工事、土木工事、建築 工事、板金塗装工事業、電 気通信工事、その他建設 業</p>	<p><b>電気・ガス・熱供給・水道業</b></p> <p>電気ガス熱供給水道業、 電気業</p>
<p><b>運輸・通信業</b></p> <p>旅客輸送、貨物運送、倉庫 業、その他運輸通信業</p>	<p><b>卸売・小売・飲食業</b></p> <p>卸売、百貨店スーパー、飲 食店、食料品飲料小売、衣 料品小売、その他卸売小 売飲食店</p>	<p><b>金融・保険業</b></p> <p>銀行信託、農林水産金融、 保険、その他金融保険業</p>	<p><b>不動産業</b></p> <p>不動産代理仲介、不動産 賃貸、不動産管理</p>	<p><b>サービス業</b></p> <p>リース、旅館宿泊業、医療 保健衛生福祉、教育宗教 政治、その他サービス業</p>

## 責任ある投融資

当会は、投融資業務を通じ、持続可能な新潟県の農業・地域社会の発展、地球環境の保全および社会課題解決に着実に貢献していくため、「責任ある投融資に向けた取組方針」を制定しています。

### ■ 責任ある投融資に向けた取組方針

#### ① 基本方針

当会は、投融資業務を通じて、持続可能な新潟県の農業・地域社会の発展、地球環境の保全および社会課題解決に貢献してまいります。

そのため、環境・社会問題に真摯に向き合っている取引先に対しては、地域金融機関として適切な知見の提供や積極的な支援を行ってまいります。

一方、環境・社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響の低減・回避に努めてまいります。

#### ② 特定の業種、セクターへの対応方針

上記基本方針に加え、環境・社会の持続可能性に影響を与えと考えられる、以下に示す特定の業種、セクターに対する投融資については、十分に留意した対応を行います。

##### (1) 兵器

戦争等を使用される殺戮・破壊を目的としたクラスター弾など非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行いません。

##### (2) 石炭火力発電

石炭火力発電は他の発電方式に比べ温室効果ガスの排出量が高く、気候変動等への影響が懸念されるため、新設の石炭火力発電所建設を資金使途とする投融資は、原則行いません。

ただし、災害時対応等でやむをえない場合や国のエネルギー政策等による高効率の発電所建設の場合などについては、慎重に検討を行います。

##### (3) 森林伐採

森林伐採事業に対する投融資については、伐採の違法性や環境への配慮、地域社会とのトラブル発生状況等について、十分に留意し、慎重に検討を行います。

##### (4) パーム油農園開発

環境保全や人権保護の観点から、パーム油農園開発事業への投融資については、国際認証（RSPO※）の取得状況や環境への配慮、人権侵害の有無、地域社会とのトラブル発生状況等について、十分に留意し、慎重に検討を行います。

※ RSPO（Roundtable on Sustainable Palm Oil、持続可能なパーム油のための円卓会議）

経営環境

■ 経済情勢

令和4年度のわが国経済は、資源高の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むとで、回復基調となりました。新潟県内では、個人消費に持ち直しの動きがみられたものの、生産等には足踏みがみられました。

■ 農業情勢

農業情勢では、農業者の高齢化や担い手の減少が進んでおり、生産基盤の維持・拡大における大きな課題となっている一方、担い手の法人化・大規模化も一段と進行しており、経営規模が二極化する中、それぞれが抱える経営課題も多様化しました。また、肥料・燃料等資材価格の高騰により、農業経営が危機的状況に直面する中、本県の主要農産物であるコメについても、需要減が依然として継続する等、生産現場においては将来の経営に対する不安要因となりました。

■ 金融情勢

金融情勢では、日銀によるマイナス金利政策が継続される一方、長短金利操作の運用見直しが行われたほか、海外当局による継続的な利上げが行われ、金利は大きく変動しました。また、年度末にかけて欧米金融機関の信用不安が高まり、金融市場は動揺しました。

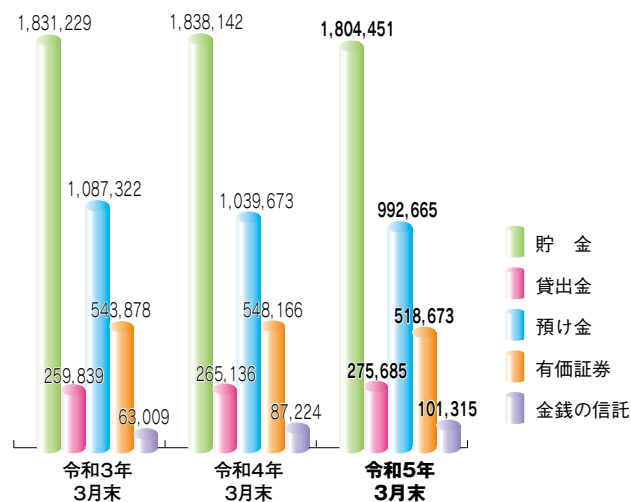
令和4年度の業績

■ 主要勘定の推移

(単位：百万円)

	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
貯金	1,831,229	1,838,142	<b>1,804,451</b>
貸出金	259,839	265,136	<b>275,685</b>
預け金	1,087,322	1,039,673	<b>992,665</b>
有価証券	543,878	548,166	<b>518,673</b>
金銭の信託	63,009	87,224	<b>101,315</b>

- ・ 貯金残高は、JAからの貯金の減少を主要因に、前年比336億円、1.83%の減少となりました。
- ・ 貸出金残高は、金融仲介機能の発揮に向けて積極的な融資伸長に取り組んだ結果、前年比105億円、3.97%の増加となりました。
- ・ 有価証券および金銭の信託の残高は、リスク管理と収益性に留意しつつ、分散投資を行ったものの、債券の償還が多かったこと等から、合計で前年比154億円、2.42%の減少となりました。

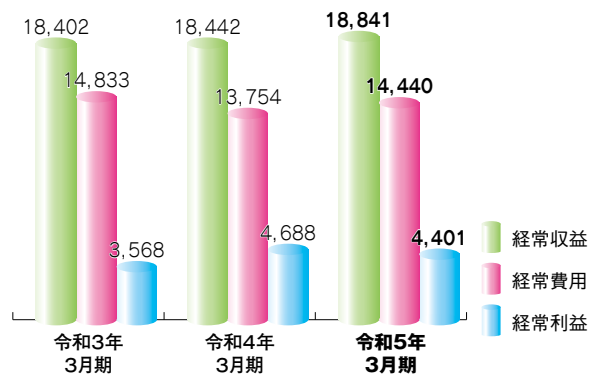


■ 収益等の推移

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
経常収益	18,402	18,442	<b>18,841</b>
経常費用	14,833	13,754	<b>14,440</b>
経常利益	3,568	4,688	<b>4,401</b>
当期剰余金	3,347	4,168	<b>4,052</b>

- ・ 厳しい運用環境下においてもリスク管理に留意しつつ、効率的な運用に努めた結果、経常収益は増加したものの、市場関連費用の増加等により経常費用も増加したことから、経常利益は、前年比2億円、6.12%減少の44億円となりました。

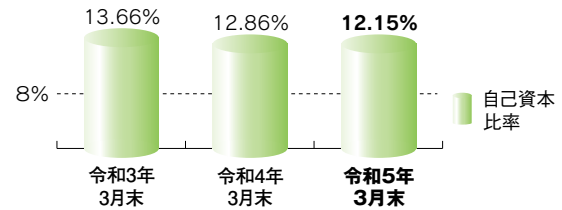


### 単体自己資本比率の推移

(単位：百万円、%)

	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
自己資本額(A)	161,481	160,704	<b>156,421</b>
リスク・アセット(B)	1,181,821	1,248,857	<b>1,286,462</b>
自己資本比率=(A)÷(B)×100	13.66	12.86	<b>12.15</b>

- ・パーゼルⅢの段階適用の影響による自己資本額の減少や市場運用の拡大によるリスク・アセットの増加を要因に、自己資本比率は、前年比0.71ポイント低下し、12.15%となりました。
- ・国内基準(4%)および国際統一基準(8%)を上回り、高い安全性・健全性を維持しています。



### 事業純益の推移

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
事業純益	930	2,515	<b>728</b>
実質事業純益	1,195	2,515	<b>728</b>
コア事業純益	1,087	2,180	<b>829</b>
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	1,824	2,500	<b>829</b>

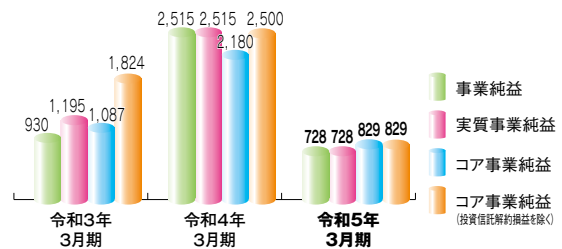
- ・実質事業純益は、受益証券解約損の計上による有価証券利息配当金の大幅な減少を主因とした資金運用収益の減少等により、前年比17億円、71.05%減少の7億円、国債等債券関係損益を除いたコア事業純益は、同13億円、61.95%減少の8億円となりました。

(注)1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益※

※国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。



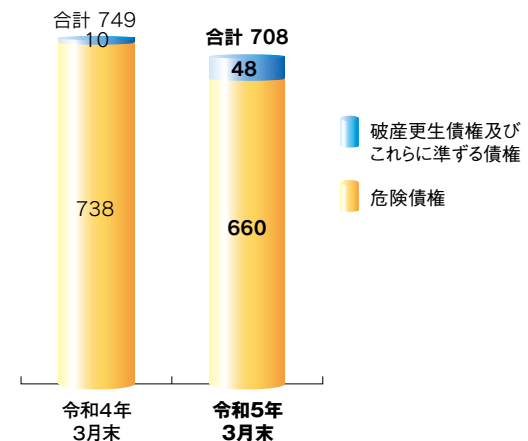
事業の概況

## 不良債権の状況

### 農協法および金融再生法に基づく開示債権(単体)の推移 (単位：百万円、%)

債権区分	令和4年3月末	令和5年3月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権①	10	<b>48</b>	37
危険債権②	738	<b>660</b>	△78
要管理債権③	—	—	—
(うち三月以上延滞債権)	(—)	(—)	(—)
(うち貸出条件緩和債権)	(—)	(—)	(—)
小計(①+②+③)=A	749	<b>708</b>	△40
正常債権④	268,074	<b>278,275</b>	10,201
債権額合計(A+④)=B	268,823	<b>278,984</b>	10,160
不良債権比率 (A÷B×100)	0.27	<b>0.25</b>	△0.02

- ・不良債権比率は、不良債権額の減少と正常債権額の増加により、前年比0.02ポイント低下の0.25%となりました。



### 対処すべき課題

令和5年度は、第18次中期経営計画の中間年度となり、JAにおいては、“農業・地域・くらしに貢献し、組合員・利用者を支え続けるJAバンク”の実現に向け、農業・地域金融機関としての機能発揮や持続可能な収益構造の構築等の取組みを加速させる重要な年度となります。

当会としても、経営環境の変化に適応しつつ、役職員が一丸となって、事業基本方針および重点実践事項に掲げる取組みを着実に実践し、安定した利益還元と充実した機能還元により、JAの事業変革の取組みを支援していくとともに、「長期ビジョン」の実現に向けた取組みを進めます。

#### ■ 地域農業・経済への貢献

JAと一体となって、農業者の経営安定、所得増大、経営課題解決に向けた的確な提案を実践するとともに、食農関連企業をはじめとする地元企業等への適切な資金供給や、多角的なコンサルティング・サービスを展開することにより、地域農業・経済の更なる発展に貢献していきます。

#### ■ JA事業変革の一体的実践

総合事業の強みを発揮し、一層必要とされる地域金融機関を目指して、組合員・利用者目線での商品・サービスの提供や業務の合理化・効率化などの事業変革を、JAと一体となって実践することにより、JAの持続可能な収益構造・事業運営体制の構築に取り組みます。

#### ■ 持続可能な経営基盤の確立・強化

安定した利益還元に向け、有価証券運用の拡充により収益力を強化するとともに、ALM運営やリスク管理などの経営管理機能を高度化し、健全性を維持していきます。

また、より強靱な組織を目指し、業務効率化や人材マネジメント、ESG経営に取り組むことにより、長期ビジョンを達成できる持続可能な経営基盤を確立・強化していきます。

「にいがた農業応援ファンド」の取組み

JAグループ新潟では「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とするJA自己改革を不断の取組みとしていくため、令和4年度から令和6年度の3年間における農業者への支援パッケージとして、「にいがた農業応援プログラム」を展開しています。

中でも、柱となる事業の一つである「にいがた農業応援ファンド」につきまして、令和4年度は、「新潟県園芸振興基本戦略」の取組みを新潟県および関係機関と一体となって一層推進していくため、「1億円園芸産地チャレンジ事業」の助成枠と助成率を拡充しました。また、「園芸生産拡大支援事業」および「新規・親元就農応援事業」を継続し、農業者の取組みを支援しました。

農業者の皆さまより多数の申請をいただき、審査・抽選の結果、3事業合計で282件・69,992千円の助成を採択いたしました。

令和5年度は、「1億円園芸産地チャレンジ事業」の助成枠をさらに拡充するとともに、スマート農業等の導入による労働生産性の向上およびカーボンニュートラル等の環境負荷軽減に繋がる取組みに対し助成を行う「農業イノベーション応援事業」を新設し、引き続き農業者の取組みを後押しする、より踏み込んだ支援に努めてまいります。

にいがた農業応援ファンド取組実績（令和4年度）（単位：件、千円）

事業名	申請件数	申請金額	採択件数	採択金額
1億円園芸産地チャレンジ	149	45,200	144	43,580
園芸生産拡大支援(担い手向け)	82	15,227	82	15,212
新規・親元就農応援	56	11,200	56	11,200
合計	287	71,627	282	69,992



にいがた農業応援ファンドを活用して導入した農機具

JA自己改革の取組み

令和5年度のプログラム実施内容

1.「にいがた農業応援ファンド」の展開

直面する課題の克服にチャレンジする担い手のあと一歩を応援し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に寄与することを目的としたファンドを展開する。

(1)内容

課題克服にチャレンジする担い手に、必要な資金の一部を助成する。

(2)助成額

90百万円

(3)助成対象事業

- ①1億円園芸産地チャレンジ
- ②園芸生産拡大支援
- ③農業イノベーション応援
- ④新規・親元就農応援

2.担い手向け金融支援策の提供

(1)「担い手支援資金」(愛称:アグリV)の継続

借入当初3年間において利子補給・保証料助成により実質金利負担が最大年1.57%軽減となるアグリVの取扱いを継続する。

(2)保証料助成の継続

農業近代化資金にかかる県農業信用基金協会保証料の助成を継続する。

3.プログラムの推進・支援体制の構築

(1)「JAグループ新潟担い手サポートセンター」との連携

中央会・連合会による事業横断的な担い手サポートセンターと連携し、担い手の多様なニーズへの総合的な対応に努める。

(2)専門家等の活用による相談支援機能の強化

担い手サポートセンターは、農業の現場に精通した専門家等の活用により、担い手の相談支援に必要な体制を確保する。



## ▷ 地域貢献への取組み

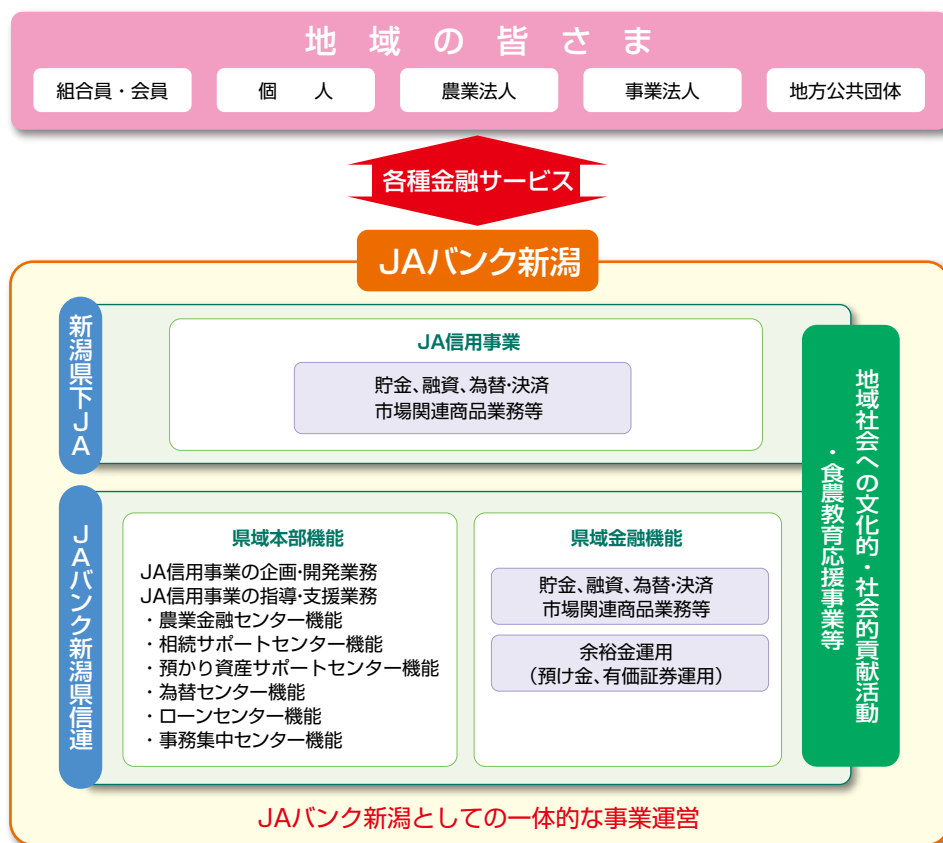
当会は、県内のJA等が会員となり、互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、新潟県を事業区域として、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金が原資であり、主として、JA・農業に関連する企業・団体および県内の一般企業や地方公共団体などにご利用いただいています。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJAの信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

### 地域経済への貢献



地域貢献への取組み

#### 地域からの資金調達 (令和5年3月末)

■ 貯金残高 (単位: 億円)

県下JA計		JAバンク新潟県信連	
区分	残高	区分	残高
組合員	18,433	会員	17,833
地方公共団体	363	地方公共団体	2
その他	4,704	その他	208
<b>合計</b>	<b>23,501</b>	<b>合計</b>	<b>18,044</b>

#### 地域への資金供給 (令和5年3月末)

■ 貸出金残高 (単位: 億円)

県下JA計		JAバンク新潟県信連	
区分	残高	区分	残高
組合員	4,246	会員	337
地方公共団体	201	地方公共団体	408
その他	319	その他	2,010
<b>合計</b>	<b>4,767</b>	<b>合計</b>	<b>2,756</b>

※貸出による地域への資金供給のほか、新潟県債、新潟市債の引受により地域経済の発展に貢献しています。

## 地域密着型金融への取組み(中小企業等の経営改善および地域活性化のための取組みを含む)

JAバンク新潟では、農業と地域社会に貢献するため、JAバンク新潟中期戦略に基づき地域密着型金融の推進に取り組んでいます。

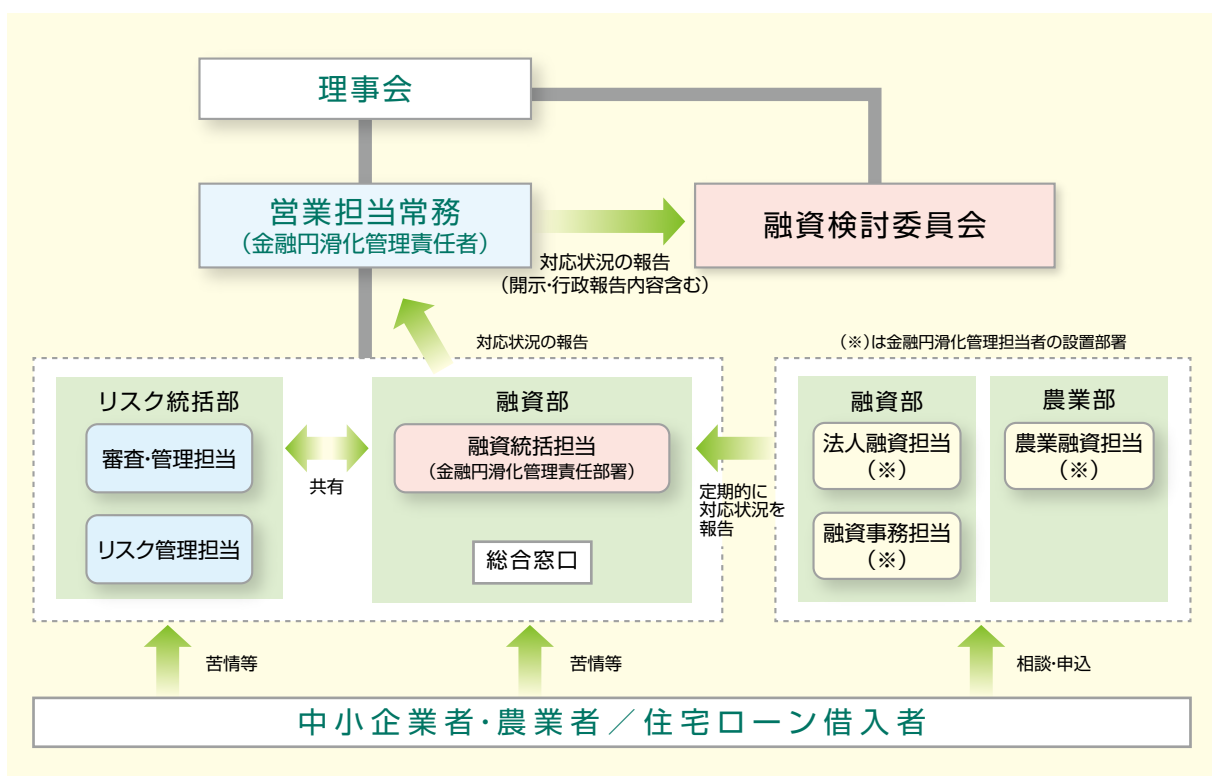
### 中小企業者等の経営支援に関する取組方針

当会では、「金融円滑化にかかる基本の方針」を定め、経営不振の地場企業や農家等の経営改善に向けて関係機関や他の金融機関等と連携し、積極的に支援しています。

#### 金融円滑化にかかる基本の方針の概要

- ① 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。
- ② 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みを支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- ③ 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- ④ 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対するお問い合わせ、ご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めてまいります。
- ⑤ 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等のお申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- ⑥ 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### 中小企業者等の経営支援に関する態勢整備



■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が平成25年12月5日に公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢を整備のうえ、本ガイドラインを遵守しています。

当会は、経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

当会は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けたお客さまの資金繰りを支援するため、相談窓口を設置のうえ、プロパー資金により対応しているほか、各種制度資金も取り扱っています。

また、JAグループ新潟では、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金を創設し、影響を受けた農業者の経営安定化を支援しています。

当会の相談窓口

法人融資に関するご相談 融資部（融資統括） 電話番号：025-211-3230  
 農業融資に関するご相談 農業部（農業融資） 電話番号：025-211-2151

地域農業活性化のための金融支援

■JAバンクの農業資金

JAバンク新潟では、農業者向け資金を幅広くご用意し、新潟県農業の発展を多面的に支援しています。農業者に対する金融面での支援強化として、農業者向け資金に広く利子補給や保証料助成事業を実施し、実質金利負担の軽減を図っています。

令和4年度は農業資金の借入れにかかる保証料助成および「担い手支援資金（愛称：アグリV）」の取扱いを継続しました。また、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の取扱いを継続するとともに、大雨や大雪により被害を受けた農業者を支援する「令和4年度災害復旧支援資金」、原油価格・農業資材価格等高騰により影響を受けた農業者を支援する「令和4年度原油価格・農業資材価格等高騰緊急対策資金」を創設するなど、農業専門金融機関として農業者に対する円滑・迅速なサービスの提供に努めています。

今後も、新潟県における農業メインバンクとして、農業者の皆さまを幅広く支援していきます。

農業資金残高(令和5年3月末)

(単位：件、百万円)

主な資金	県下JAおよび当会での取扱い		資金の内容
	件数	残高	
アグリマイティー資金	3,503	16,927	農地取得等、幅広い資金用途に対応できる資金
農業近代化資金	541	3,660	機械・設備の取得等、農業経営の近代化を図るために必要な長期資金
農機具ローン	4,534	6,150	農機具の購入等に必要な資金
担い手支援資金(愛称:アグリV)	2,508	6,627	担い手の農業経営に必要な設備・運転資金、農地取得資金
各種災害等資金	1,751	2,651	各種災害からの復旧に必要な資金、原油価格・農業資材価格等高騰や新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農業者の経営安定化に必要な資金
にいがたアグリビジネスローン	70	874	農業法人、農業関連法人の経営に必要な資金
農業関連系統当座貸越	6	22,588	農産物販売代金の決済に至るまでのつなぎ資金
スーパーL資金	787	5,621	認定農業者の経営改善に必要な長期資金
その他農業資金	1,419	4,117	
合計	15,119	69,220	

JAグループ新潟利子補給・保証料助成実績(令和4年度) (単位：件、千円)

資金名	利子補給実績		保証料助成実績	
	件数	金額	件数	金額
担い手支援資金(愛称:アグリV)ほか	2,016	13,093	5,864	45,072
各種災害等資金	1,483	21,469	—	—
合計	3,499	34,562	5,864	45,072

## ■ アグリビジネス投資育成株式会社等によるファンドの活用

JAバンク新潟では、お客さまの資金調達手段の一つとして、農業法人育成のための資本供与の仕組みである「アグリシードファンド」や「担い手経営体応援ファンド」、「プロパー投資」による出資を提案しています。

令和4年度末時点の出資実績は14先、115百万円となっています。

農業者向けファンド取扱実績(令和5年3月末) (単位: 先、百万円)

ファンド名	取扱実績	
	先数	出資額
アグリシードファンド	11	70
担い手経営体応援ファンド	2	35
プロパー投資	1	10
合 計	14	115

## ■ 担い手のニーズに応えるための体制整備

JAバンク新潟では、地域の農業者との関係強化を目的とした体制整備に取り組んでいます。

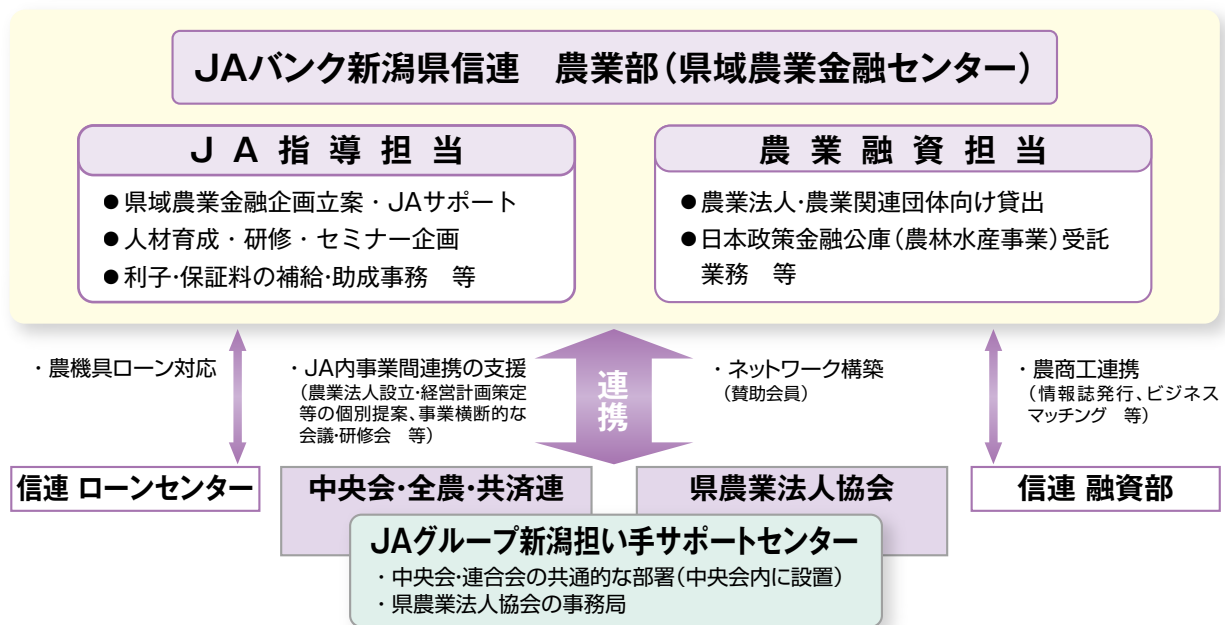
当会では、農業部を「県域農業金融センター」と位置づけ、JAの指導・サポート機能と農業法人等への融資相談機能を併せ持つことで、一元的な取組みを進めています。JAの体制整備や人材育成を支援するとともに、JAと連携した協調融資などにも取り組んでいます。

県下16JAでは、担い手への訪問・資金提案活動を中核的に担う「農業融資相談員」をJA本支店(所)に167名配置し、また、農業融資の実務を統括する「担い手金融リーダー」を18名配置しています。

農業融資相談員等の相談対応力向上を目的に、JAバンク独自の農業融資資格制度である「JAバンク農業金融プランナー」の資格取得を進めており、農業融資相談員のうち115名が資格を有しております。また、日本政策金融公庫が実施主体となる「農業経営アドバイザー」資格の研修・試験にも取り組み、農業融資相談員のうち29名が資格を有しています。

また、JAが総合力を発揮し農業者の多様なニーズに応えていくため、当会を含めた中央会・連合会の共通的な部署である「JAグループ新潟担い手支援室(略称: 担い手サポートセンター)」が中心となり、農業法人設立、経営計画策定および事業承継の個別提案活動や事業横断的な会議・研修会の開催等を通じ、JA内事業間連携の強化を支援しています。

## 担い手支援にかかる体制図



## 担い手の経営のライフステージに応じた支援

### ■ 新規就農者の支援

JAバンク新潟では、新規就農者の経営と生活をサポートするため、「青年等就農資金」および「新潟県新規参入者経営安定資金」を取り扱っているほか、JAバンク新潟独自の「新規・親元就農応援事業」を展開しています。

### ■ セミナーの開催

新潟県農業の担い手として活躍されている農業法人等、大規模農業者の経営安定化を支援し、情報交換やネットワークづくりの場を提供することなどを目的として、平成19年度から「農業法人経営者セミナー」を開催しています。

第16回目となる令和4年度は、地域農

セミナー名	第16回農業法人経営者セミナー
主催	JAバンク新潟県信連
講演内容	<b>【第一部】</b> 「スマート農業のススメ？」 株式会社まいすたあ 代表取締役 齋藤 一志 様 <b>【第二部】</b> 「農業の生産性向上とこれからの農業経営」 株式会社経営技術研究所 代表取締役 藤井 春雄 様

業の持続的な発展を目指した「スマート農業の取組み」と「経営改善・生産性向上」をテーマとして開催しました。

また、セミナーに参加いただいた法人を対象として、経営改善指導の専門家による個別相談を実施し、課題解決に向けた取組みを支援しました。

### ■ 担い手コンサルティングの実施

持続可能な農業の実現に向け農業者の所得向上を実現していくため、地域の中核的な役割を担う農業者に対し、JAや関係機関・専門家等と連携し、財務分析および経営者へのヒアリング等を通じた経営課題の把握およびソリューション提供に向けて取り組んでいます。

### ■ 農商工連携への取組み

#### ● 情報誌「Sole! にいがた」の発行

農商工連携推進の一環として、フリーペーパー形式の情報誌「Sole（そーれ）! にいがた」を発行しています。

この情報誌では、「農・商・工をつないでみんなで作る新潟の元気!」を合言葉に、県内の農業や産業に関する幅広い情報の提供により、農業生産者・JAグループと地域の企業、さらには広く地域の皆さまとの結び付きを強め、新たなビジネスチャンスを生み出すきっかけづくりを目指しています。

※「Sole! にいがた」は、当会ホームページでご覧いただけるほか、県内のJA窓口や直売所、道の駅、スーパー等で無料配布しています。  
 ※バックナンバーも、当会ホームページでご覧いただけます。



2023年夏号

### ■ 負債整理資金の提供による償還負担の軽減支援

JAバンク新潟では、農業者の経営再建を支援するため、「負債整理資金」をはじめとする負債整理のための資金を取り扱っています。

## 利用者ネットワーク化の取組み

お取引いただいている利用者の皆さまへの有益な情報の提供や利用者間の相互交流を深める目的で、様々な活動に取り組んでいます。

### ■ 信連融和会

当会の融資お取引先企業を会員として、会員相互の情報交換や異業種交流を目的に運営しています。

県下一円を対象とした会であり、会員相互のネットワークづくりのお手伝いをしています。

(令和5年6月末現在の会員数：123社)

## JA年金友の会

県内JAでは、年金友の会等、組合員および利用者の皆さまの相互交流や健康増進に向けた活動を行っています。

## JA年金・ローン相談会

組合員および利用者の皆さまの生活設計のお手伝いをさせていただくために、各種相談会を定期的に開催しています。

## 文化的・社会的貢献活動

当会は、金融サービスの提供にとどまらず、地域社会の一員として、広く地域社会の発展と地域の皆さまの豊かな暮らしづくりを願い、文化的・社会的貢献活動に積極的に取り組んでいます。

## 公益信託「JAバンク新潟県信連創立50周年記念・ホームヘルパー支援基金」

高齢化社会の到来を踏まえ、高齢者に対する在宅福祉サービスの主な担い手であるホームヘルパーを支援・育成する活動に対し積極的に助成していくことを目的として、平成10年に「JAバンク新潟県信連創立50周年記念・ホームヘルパー支援基金」（信託財産1億円、平成25年3月に5千万円追加拠出）を設立しました。

この基金は、新潟県内の社会福祉法人やボランティア団体等を助成対象者とし、ホームヘルパーの活動および当該活動を支援する設備等を対象としています。

令和5年4月には第25回目の助成金贈呈を行い、県内の社会福祉法人等5団体に合計351万円を助成いたしました。

※基金設立以来の助成総額：1億4,037万円

## 『『小児がん』の子どもによりそう定期貯金』の受入を通じた、支援団体への寄付金贈呈

JAバンク新潟では、平成29年度より、貯金の受入れを通じた小児がん患者への支援を目的とした定期貯金の取扱いをしており、令和4年度以降は、名称を『『小児がん』の子どもによりそう定期貯金』へと改め、取扱いをしています。

多くの皆さまから趣旨にご賛同いただいた結果、令和5年1月31日現在の本定期貯金残高の0.05%に相当する115万円を認定NPO法人ハートリンクワーキングプロジェクトに寄付することができました。

寄付金は同法人を通じて、小児がん経験者の就労支援の運営費等に活用されます。



寄付金の贈呈

地域  
貢献への  
取り組み

## 「アルビレックス新潟」サッカー観戦チケットの寄贈

県内の障害者スポーツ普及活動を支援するため、新潟県障害者スポーツ協会へ、アルビレックス新潟のホームゲーム招待券を寄贈しています。令和4年度は、リーグ戦全20試合、延べ220名を招待しました。

## JAバンク新潟食農教育応援事業

JAバンク新潟では、平成20年度より食農教育を通じて、子どもの農業に対する理解の深耕を図り、地域の発展に貢献することを目的に「新潟県JAバンク食農教育応援事業」を展開しています。

当事業では、JA等が行う食農教育にかかる活動費用を助成しており、令和4年度も県内JAが当事業を活用し各地で食農教育活動を行いました。

また、当事業の一環として、子どもたちが食と環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、小学校高学年を主な対象として「農業と私たちの暮らし」と題した食農教育の補助教材本を県下の全小学校に贈呈しています。



JAによる食農教育活動

## 新潟市アグリパーク「アグリ・アート展」への協賛

芸術活動を通じて子どもたちの農業への理解を深め、アグリ・スタディ・プログラム※の更なる充実に貢献することを目的として、新潟市アグリパークが主催する絵画展「アグリ・アート展」への協賛を行っています。

また、本活動についてJA新潟ビル来訪者にも広く周知するため、入賞作品14点を1フロビーに展示しました。

※アグリ・スタディ・プログラムとは、学習指導要領の内容に基づき、学校のカリキュラムと連動した農業体験学習のことです。



第4回アグリ・アート展

## 「フードバンクにいがた」への食品寄贈

食品が無駄なく消費され、誰もが食を分かち合える心豊かな社会を創り、地域の福祉向上に寄与することを目的として、新潟県でフードバンク活動を行っているフードバンクにいがたへ食品の寄贈を行っています。

## 文化情報誌「カルチャーにいがた」への協賛

県内の文化情報の発掘と発信を目的として、公益財団法人新潟県文化振興財団が発行する文化情報誌「カルチャーにいがた」に広告協賛を行っています。「愛する郷土の文化を広く紹介する」という趣旨に賛同しています。



文化情報誌「カルチャーにいがた」

## 協同組合間提携による健康で豊かな地域社会づくり

生協、漁協、森林組合等と提携を結び、協同組合の一員として、生産者と消費者との強い結びつきによる安全・安心・安定的な食料生産と供給、そして調和のとれた美しく住みよい地域社会づくり、さらに環境問題等に取り組んでいます。

## 環境保全への取組み

ビル内の節電対応や、「クールビズ」「ノー残業デー」の実施など、環境保全を意識した取組みを積極的に行っています。

また、地球温暖化防止や、地域の森林整備等の促進、豊かな自然環境の保全を支援することを目的に、カーボン・オフセット※にも取り組んでいます。

地域社会を構成する一員として、今後も環境負荷軽減の取組みを進めてまいります。  
※カーボン・オフセットとは、暮らしの中で出てしまうCO<sub>2</sub>を、森林整備等CO<sub>2</sub>吸収活動の支援により埋め合わせることです。



## エコキャップ運動への参加

ペットボトルのキャップを集めて世界の子どもたちにワクチンを届ける活動に参加しています。

当会は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務（信用事業）を行っており、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

### ■ 貯金業務

会員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業者の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

### ■ 融資業務

会員の皆さまへのご融資をはじめ、農業者・事業者の皆さまの事業や、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金をご融資しています。

また、農業関連産業、県内企業、地方公共団体へのご融資等、新潟県農業の振興と地域社会の発展に貢献する地域金融機関として、幅広い融資活動に積極的に取り組んでいます。

さらに、(株)日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の受託貸付も取り扱っています。

### ■ 為替業務・その他のサービス

全国銀行内国為替制度（全銀データ通信システム）加盟の金融機関として、全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、全国のどこの金融機関宛ても振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

また、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、代金回収サービス、インターネットバンキング等、皆さまのニーズに合わせた各種サービスを取り扱っています。

### ■ 国債・投資信託の窓口販売業務等

皆さまの多様な運用ニーズにお応えするため、国債および投資信託の窓口販売業務、iDeCo（個人型確定拠出年金）の取扱いを行っています。

なお、国債および投資信託の窓口販売業務につきましては、令和3年9月末をもちまして、新規口座開設および新規販売を中止しています。

### ■ 信託業務

皆さまの大切な財産の管理・運営をお手伝いするため、農中信託銀行(株)の契約代理店として信託業務を行っています。

### ■ 資金証券業務

当会がお預かりした資金は、ご融資のほか、農林中金への預け金や有価証券投資等により運用しています。

有価証券運用では、収益性・安全性・流動性を考慮のうえ、国内債券のほか、分散投資として外貨建債券や株式等の運用に取り組んでいます。

また、金融情勢の変化に対応するため、各種リスクに留意した運用に努めています。

### ■ 信用事業指導・支援業務

組合員・地域の皆さまの様々なニーズに応えるため、JAバンク新潟の商品やキャンペーンの企画・開発、JAの健全性の確保、研修等による人材育成等、JAの信用事業機能の強化に向けた指導・支援を行っています。

また、一人でも多くの皆さまにJAバンクを知っていただけるよう、テレビ・新聞・インターネット等を通じた広報活動も行っています。



貯金

貯金の種類		特 色	期 間	お預け入れ額
総 合 口 座		1冊の通帳に普通貯金、定期貯金がセットでき、お預かりの定期貯金を担保とする自動借入もできる便利な口座です。	「普通貯金」、「決済用普通貯金」、「定期貯金」欄に同じ	
当 座 貯 金		お支払には安全で便利な小切手、手形をご用意いたします。貯金保険制度により全額保護されます。※無利息です。	定めはありません	1円以上
普 通 貯 金		出し入れが自由に行え、給料・ボーナス・年金等の受取口座、公共料金等の引落口座としてもご利用いただけます。	定めはありません	1円以上
決 済 用 普 通 貯 金		従来の普通貯金（個人のお客さまは総合口座と同様）のお取り扱いが可能です。貯金保険制度で全額保護されます。※無利息です。	定めはありません	1円以上
貯 蓄 貯 金		お預け入れ残高に応じて、より有利な運用ができる金額階層別金利となっています。キャッシュカードがご利用いただけます。なお、普通貯金と貯蓄貯金の間の振替サービス（スウィングサービス）がご利用いただけます。	定めはありません	1円以上
通 知 貯 金		まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。解約は一括して払い戻します。ただし、解約日の2日前までにご連絡ください。	据置期間 7日以上	5万円以上
定 期 貯 金	大 口 定 期 貯 金	お預け入れ期間が、1ヵ月から10年と短期から長期の運用まで、目的に応じて自由にお選びいただけます。お預け入れ時の利率が満期まで変わらない「確定利回り」で運用できます。	定型方式 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 期日指定方式 1ヵ月超10年未満	1千万円以上
	ス ー パー 定 期 貯 金			1円以上
	期 日 指 定 定 期 貯 金	1年複利のお得な定期貯金です。据置期間経過後は期日指定により、ご希望の日にお引き出しになります。特にお申し出がない場合は、最長預入期限が満期日となります。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上 3百万円未満
	積 立 式 定 期 貯 金	エ ン ド レ ス 型	積立期間や満期日を定めないで積み立てを行い、必要な時期に必要な金額をお引き出しに出来ます。	定めはありません
満 期 型		満期日を設定して積み立てを行い、満期日以後に一括してお支払いいたします。	積立期間 6ヵ月以上10年以内 据置期間 1ヵ月以上3年以内	1円以上
年 金 型		期間を定めて積み立てを行い、据置期間を経過した後、定期的にお支払いいたします。	積立期間 1年以上 据置期間 2ヵ月以上10年以内 受取期間 3ヵ月以上20年以内	1円以上
定 期 積 金		ご指定いただいた期間内に、分割して積み立ていただけます。また、ボーナス併用や隔月等での積み立ても可能です。	定額式 6ヵ月以上10年以内	1千円以上
譲 渡 性 貯 金		譲渡が可能な貯金で、満期日に最終保有者からのご請求により解約元金をお支払します。譲渡は利息も含めて行います。	定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 7日以上5年未満	1千万円以上
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりに適した積立貯金です。	3年以上	1円以上
	財 形 年 金 貯 金	給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになれる積立貯金です。また、550万円まで（財形住宅と合算）退職後においても非課税の特典が受けられます。	積立期間 5年以上 据置期間 受取周期3ヵ月の場合 6ヵ月以上5年以内 受取周期2ヵ月の場合 4ヵ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1円以上
	財 形 住 宅 貯 金	給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに適した積立貯金です。また550万円まで（財形年金と合算）非課税の特典が受けられます。	5年以上 (エンドレス型)	1円以上

(注) 上記貯金は、譲渡性貯金を除き、貯金保険制度による保護の対象となります。保護の範囲は、当座貯金および決済用普通貯金は全額、それ以外の貯金等は合算して元本1,000万円までとその利息等となります。

## 融資

### 農業および地域の発展を応援いたします。

	ご利用いただける方	お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	融資期間および返済方法	保 証 ・ 担 保
アグリマイティー 資 金	当会の会員の皆さま、県内JAの組合員の皆さまと農業および地域の発展に寄与する皆さま	運転資金・設備資金、その他の資金で農業を営むため、または地域活性化のために必要な資金等にお使いただけます。	設備資金:200万円以上所要金額以内 運転資金:100万円以上所要金額以内	短期資金:1年以内 長期資金:25年以内 (うち据置期間3年以内) 元金均等、元利均等 または一括返済	原則として、県農業信用基金協会の保証が必要ですが、必要に応じて個人保証、担保を提供していただきます。
担 手 支 援 資 金 (愛称:アグリV)	JAが担い手と認定した組合員等の皆さま	農業経営に必要な設備資金・運転資金、農地の取得および農地の借地料等の支払いのための資金にお使いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	1年以上20年以内  元金均等(償還日は任意の特定月の20日、利息の支払いは原則として年1回支払い(元金返済日)または年2回支払い(元金返済日および元金返済日の6ヵ月後の応当日)	原則として、県農業信用基金協会の保証が必要ですが、必要に応じて個人保証・担保を提供していただきます。
にいがたアグリ ビジネスローン	原則3期分の決算書のご提出が可能で、繰越欠損を有しない農業法人・農業関連法人等の皆さま	農業生産および農産物の加工・流通・販売等に必要な運転資金や設備資金にお使いただけます。	2,000万円以内	5年以内 元金均等、元利均等 または一括返済	代表者(経営責任者)保証、第三者保証、機関保証、物的担保等は、必要に応じてご相談のうえ決定しています。
制 度 融 資	農業近代化資金・農業経営改善促進資金等の各種制度融資をお取り扱いしています。				
受 託 貸 付 業 務	(株)日本政策金融公庫の各種資金の受託貸付をお取り扱いしています。				

■ 事業の発展を応援いたします。

	ご利用いただける方	お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	融資期間および返済方法	保 証 ・ 担 保
企 業 向 け 事 業 資 金	県内に住所または事務所をお持ちで、事業を営まれている一般企業等の皆さま	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金や、その他の季節的・一時的な資金、あるいは長期の運転資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	ご相談のうえ決定しています。	必要に応じて、ご相談のうえ決定しています。
に い が た アグリネット 資 金	上記の方のうち県内農畜産物の加工・流通・販売に関わる皆さま	上記の資金のうち県内農畜産物・県内農畜産加工品等を利用した事業に関する設備資金または運転資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	設備資金 30年以内  運転資金 原則7年以内	
個 人 向 け 事 業 資 金	県内JAの組合員の皆さま（組合員でない方はご相談ください。）	運転資金・設備資金、その他の資金で事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	ご相談のうえ決定しています。	
制 度 融 資	特定農産加工資金・中小企業制度資金・観光施設改善資金等の各種制度融資をお取り扱いしています。				

(注) 中小企業者の方は、県信用保証協会の保証をご利用いただけます。

■ 生活向上を応援いたします。

受 託 貸 付 業 務	教育資金にご利用いただくため、(株)日本政策金融公庫の「国の教育ローン」をお取り扱いしています。
-------------	--

## 為替・その他のサービス

サービスの種類	サービスの内容
内 国 為 替	県内・全国のJAはもとより、国内の各銀行等への振込・送金・代金取立等を安全・確実・迅速に行うサービスです。
給与振込サービス	給与・賞与を従業員の方が指定される、JAをはじめとする全国の金融機関の預貯金口座へ振込するサービスです。給与支払事務の合理化にお役立ていただけます。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった先に自動的に送金するサービスです。学費の仕送りや家賃・各種会費等のお支払いに大変便利です。
自動振替サービス	売上代金、会費等を支払人の貯金口座から引落して、ご指定の口座に自動的に入金するサービスです。集金事務の合理化にお役立ていただけます。
代金回収サービス (NBセンター)	新潟県内の各金融機関をはじめ、全国の金融機関の取引口座より売掛代金等の回収を行うサービスで、集金事務の合理化にお役立ていただけます。
自動受取・支払サービス	給与・賞与、年金等をご指定の口座で自動的に受取ることや、各種公共料金やクレジットカード利用代金等をご指定の口座から自動的にお支払いする便利なサービスです。
JAキャッシュサービス	JAバンクのキャッシュカードで全国のJA、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行のキャッシュコーナー、さらにセブン銀行、ローソン銀行、イーネットATM（ファミリーマート等）がご利用いただけます。なお、ICキャッシュカードにより、セキュリティ上も安全にご利用いただけます。
クレジットカード	JAグループが発行する「JAカード」は、日本国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスが付いた「ロードアシスタンスサービス付JAカード」、ICキャッシュカードとクレジットカードが1枚になった「JAカード（一体型）」もお選びいただけます。
デビットカードサービス	全国のJ-デビット加盟店でのお買い物代金をJAバンクのキャッシュカードでお支払いいただけます。現金を引き出す手間が省け、キャッシュレスで即時に貯金口座から引落し決済されます。
JAネットバンク	窓口やATMに向くことなく、インターネットに接続されているパソコン、スマートフォンからアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替等の各種サービスがご利用いただけます。また、Pay-easy（ペイジー）による各種料金のお支払いや定期貯金の預入、住宅ローン等の一部繰上返済などのサービスもご利用いただけます。
JAバンクアプリ	スマートフォンから貯金残高照会、入金金明細照会、投信残高照会、PayB（ペイビー）機能による税金・公共料金等のお支払いが手軽にご利用可能なサービスです。キャッシュカードがあれば、来店不要ですぐにご利用いただけます。
法人JAネットバンク	オフィスで、インターネットに接続可能なパソコンから、残高照会や振込等はもちろん、複数のデータを1回の操作でまとめて送信できる伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の便利なサービス・機能をご利用いただけます。 ※お取引時のセキュリティ強化のため、パソコンとは別にスマートフォンが必要です。
JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	JAバンクと企業・自治体間における総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の処理データを株式会社NTTデータが運営するAnserDATAPORTを介して行う、高セキュリティかつ大容量の高速データ伝送サービスです。
JAバンクでんさいサービス	株式会社でんさい電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取扱う手形や振込に代わる新たな決済手段である「でんさい」がご利用いただけるサービスです。 ※「でんさい」とは、でんさいネットが取扱う電子記録債権です。 ※本サービスをご利用いただくためには「法人JAネットバンク」のご契約が別途必要です。

## ▶ 主な手数料

### ■ ATM手数料 (当会のATMをご利用の場合)

曜日	ご利用時間帯	お引き出し・お預け入れ・お振込み		お引き出し・お振込み		お引き出し
		JAキャッシュカード		JFマリンバンク キャッシュカード	その他 提携金融機関 キャッシュカード	ゆうちょ銀行 キャッシュカード
		県内	県外			
平日	8:00～ 8:45	無 料	無 料	無 料	220円	220円
	8:45～18:00					110円
	18:00～21:00					220円
土曜	8:00～ 9:00				220円	220円
	9:00～14:00					110円
	14:00～21:00					220円
日曜・祝日	8:00～21:00				220円	220円

(注1) ATMによりご利用時間帯が異なります。

(注2) お振り込みは、別途お振込手数料が必要となります。

(注3) その他提携金融機関のうち、三菱UFJ銀行キャッシュカードを利用しての現金のお引き出し手数料は、平日8:45～18:00は無料、それ以外の時間帯は110円となります。

(注4) 一部の提携金融機関およびゆうちょ銀行のキャッシュカードでは、お引き出しのみとなり、お振込みはご利用いただけません。

### ■ ATM手数料 (他行ATMでJAバンク新潟のキャッシュカードをご利用の場合)

曜日	ご利用時間帯	お引き出し お預け入れ	曜日	ご利用時間帯	お引き出し お預け入れ	曜日	ご利用時間帯	お引き出し・お振込み	
		ゆうちょ銀行 ATM			セブン銀行ATM ローソン銀行ATM イーネットATM			JFマリン バンク	その他 提携金融機関
平日	8:00～ 8:45	220円	平日	7:00～ 8:45	220円	平日	8:00～ 8:45	無 料	●都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金などのATMでご利用いただけます。 ●ご利用いただけるお取引、時間、手数料は金融機関によって異なります。
	8:45～18:00	110円		8:45～18:00	110円		8:45～18:00		
	18:00～21:00	220円		18:00～23:00	220円		18:00～21:00		
土曜	8:00～21:00	220円	土曜	7:00～23:00	220円	土曜	8:00～21:00		
日曜・祝日	8:00～21:00	220円	日曜・祝日	7:00～23:00	220円	日曜・祝日	8:00～21:00		

(注1) 「残高照会」は無料でご利用いただけます。

(注2) イーネットATMはファミリーマート等のコンビニエンスストアに設置されています。

(注3) 稼働時間はATMにより異なります。ATM稼働時間でもJAバンクのキャッシュカードでのお取引ができない場合があります。

(注4) コンビニエンスストア(ファミリーマート等)の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合がございます。

(注5) お振込みは、別途お振込手数料が必要となります。

(注6) その他提携金融機関のうち、三菱UFJ銀行ATMを利用しての現金のお引き出し手数料は、平日8:45から18:00は無料、それ以外の時間帯は110円となります。

### ■ 為替手数料

	単位	振 込 先		
		同 一 店 内	系統金融機関あて	他 金 融 機 関 あ て
(1) 送金手数料	1件		440円	普通扱い(送金小切手) 660円
(2) 振込手数料/窓口扱い	5万円未満 1件	110円	220円	(文書扱い) 600円
	5万円以上 1件	330円	440円	(電信扱い) 600円 770円
(3) 振込手数料/機械利用(注)	5万円未満 1件	110円	110円	
	5万円以上 1件	110円	330円	
(4) 振込手数料/ATM利用	5万円未満 1件	110円	110円	
	5万円以上 1件	110円	330円	
(5) 代金取立手数料	1通	①交換所で取立を行うもの 440円 ②交換所を通さず郵便等で取立を行うもの 1,100円		
(6) その他の諸手数料	送金・振込の組戻料	1件	880円	
	取立手形組戻料	1通	1,100円	
	取立手形店頭呈示料	1通	1,100円(ただし、所定手数料を超える取立経費を要する場合はその実費をいただきます。)	
	不渡手形返却料	1通	1,100円	
	地方税の収納機関への振込	1通	納付書1枚につき振込先金融機関に応じた窓口利用の手数を適用いたします。ただし、全期分もしくは複数期分を一括納付する場合は1件分の手数を適用いたします。なお、新潟県内分は無料といたします。	
		1通		

(注) 機械利用による振込とは、CD・DVD等の電磁的記録媒体による振込および定時自動送金・端末自動送信【総合振込】による振込です。

## ■ ネットバンク関係手数料

項目	金額
(1)個人向けJAネットバンク手数料	無 料
(2)法人JAネットバンク月額手数料 基本サービス(照会・振込サービス) 基本サービス+伝送サービス	1,100円 3,300円
(3)JAデータ伝送サービス(ADP)月額手数料 基本サービス 基本サービス+通知サービス	5,500円 11,000円

項目	単位	振 込 先		
		同一店内	系統金融機関あて	他金融機関あて
(4)振込手数料/個人向けJAネットバンク ファームバンキング利用				
1万円未満	1件	無 料	110円	210円
5万円未満	1件	無 料	110円	270円
5万円以上	1件	無 料	330円	440円
(5)振込手数料/法人JAネットバンク・ADP利用				
5万円未満	1件	無 料	110円	270円
5万円以上	1件	無 料	110円	440円

## ■ JAバンクでんさいサービス手数料

### 〈月額利用料〉

無 料

### 〈主なお取引利用料〉

#### 法人JAネットバンクを通じご依頼いただく場合

お取引内容	1件あたり手数料		
	同一店内	系統金融機関あて	他金融機関あて
(1)発生記録 債務者請求 債権者請求	330円 330円	330円 330円	660円 660円
(2)譲渡記録	220円	220円	330円
(3)分割(譲渡)記録	330円	330円	660円
(4)変更記録		330円	
(5)保証記録		330円	
(6)支払等記録		330円	

#### 窓口でご依頼いただく場合

お取引内容	1件あたり手数料		
	同一店内	系統金融機関あて	他金融機関あて
(1)発生記録 債務者請求 債権者請求	1,430円 1,430円	1,430円 1,430円	1,760円 1,760円
(2)譲渡記録	1,320円	1,320円	1,430円
(3)分割(譲渡)記録	1,430円	1,430円	1,760円
(4)変更記録		1,430円	
(5)保証記録		1,430円	
(6)支払等記録		1,430円	

(注) 其他のお取引手数料につきましては、窓口にお問い合わせください。

## ■ その他の諸手数料

対象項目	単 位	金 額	
(1)貯金残高証明書・各種証明書	1 通	550円※	
(2)通帳発行手数料	1 冊	1,100円	
(3)自己宛小切手発行	1 通	550円	
(4)署名鑑登録・変更手数料	1 回	5,500円	
(5)小切手帳	50枚綴	1 冊	2,200円
	25枚綴	1 冊	1,320円
	バラ10枚	1セット	550円
(6)約束小切手	50枚綴	1 冊	2,200円
	25枚綴	1 冊	1,320円
	バラ10枚	1セット	550円
(7)ICキャッシュカード発行手数料	1 枚	無 料	
(8)貯蓄貯金振替サービス取扱手数料	1 回	55円	
(9)国債窓販等保護預り兼振替決済口座管理手数料	1 か月	無料	
(10)個人情報開示手数料	窓口	1 通	1,100円
	郵送	1 通	1,540円
(11)未利用口座管理手数料	1 年	1,320円	

※ 証明書の発行形式により、金額が異なる場合があります。

(注) 上記の各手数料には、消費税が含まれています。

令和5年6月30日現在

役員 (令和5年7月14日現在)

■ 経営管理委員会

経営管理委員会会長	伊藤 能 徳
経営管理委員会副会長	柄澤 和 久
経営管理委員	羽 深 真 一
経営管理委員	吉 田 文 彦
経営管理委員	齋 藤 松 郎
経営管理委員	遠 藤 一 雄
経営管理委員	永 井 充

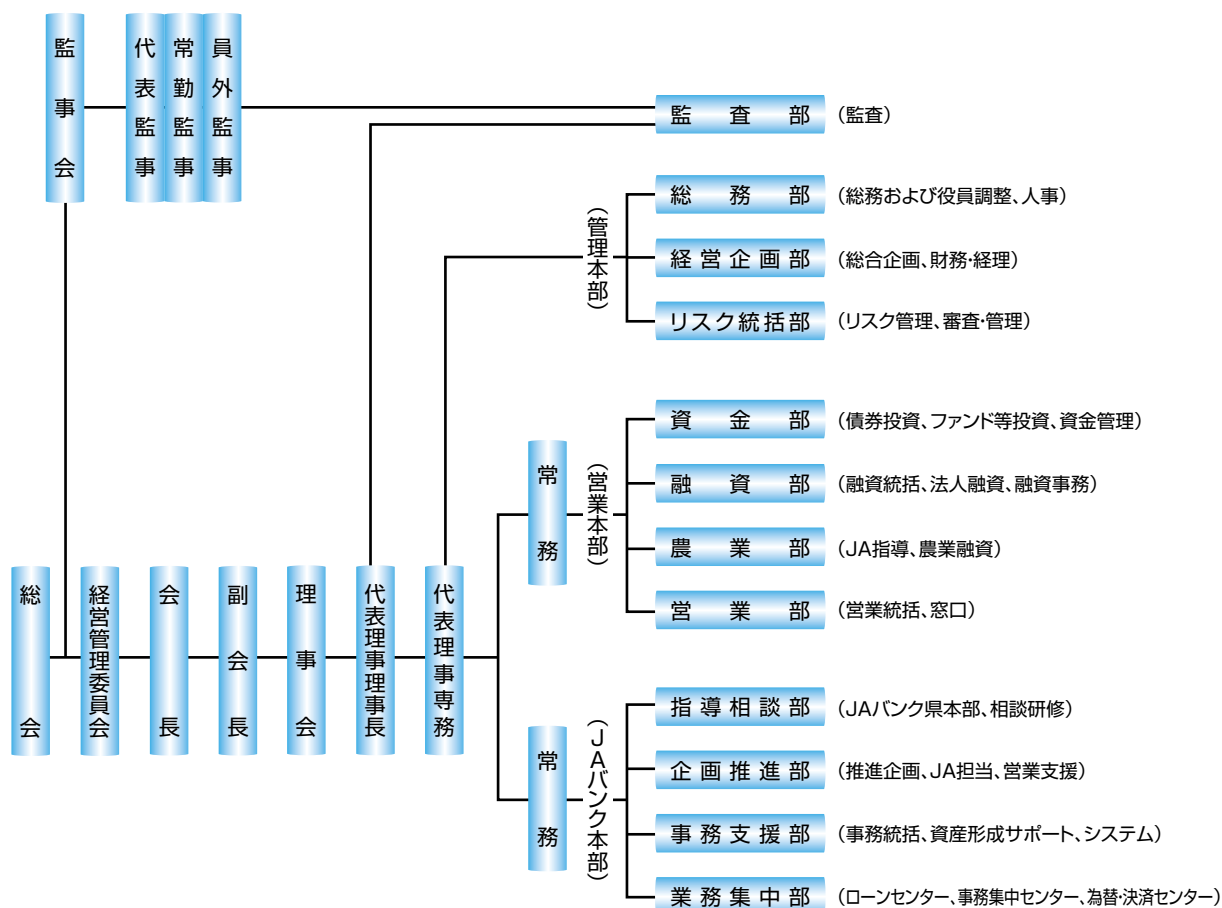
■ 理事会

代表理事理事長	島 本 春 幸
代表理事専務	五十嵐 豊
常務理事	桜 井 広 利
常務理事	今 井 修

■ 監事会

代表監事	奈良場 義 夫
常勤監事	池 内 信 次
員外監事	伊 藤 秀 夫

組織機構図 (令和5年6月30日現在)



## 会員数

区 分	令和3年度末	令和4年度末
正 会 員	31	24
准 会 員	74	74
合 計	105	98

## 職員数(一般職員)

(単位:人)

令和3年度末	令和4年度末
169	162

## ATMの設置状況(令和5年6月30日現在)

設置場所	所在地
JAバンク新潟県信連 本店	新潟市中央区東中通一番町189番地3
J R 新 潟 駅 2 階	新潟市中央区花園1丁目1番地1
J R 長 岡 駅 2 階	長岡市城内町2丁目794番地4

※上記ATMの稼働時間および県内JA設置のATM情報については、ホームページでご案内しております。

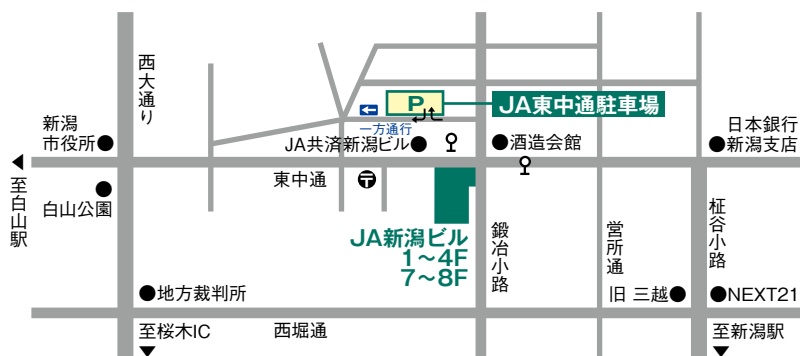
## 特定信用事業代理業者の状況(令和5年6月30日現在)

該当する取引はありません。

## 店舗等のご案内(令和5年6月30日現在)

### 本 店

〒951-8570 新潟市中央区東中通一番町189番地3  
TEL 025-211-2121(代) FAX 025-228-2504



## ホームページのご案内

### JAバンク新潟県信連ホームページ

新潟県信連

<https://shinren.jabank-niigata.or.jp/>



### JAバンク新潟ホームページ

JAバンク新潟

<https://www.jabank-niigata.or.jp/>





## 次世代育成支援対策推進法認定マーク(愛称「くるみん」)の取得

新潟労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として認定され、認定マーク「くるみん」\*を取得しています。

※「くるみん」認定は、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を行動計画として策定・実施し、その計画目標を達成する等、一定の基準を満たした企業に与えられるものです。



## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

多くの女性が、幅広く活躍し、長く勤められる雇用環境の整備に取り組んでいます。

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の概要

計画期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日（4年間）
目 標	管理職に占める女性労働者の割合を20%以上とする。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性職員の管理職登用を積極的に推進する。</li> <li>キャリア形成の支援体制を構築するとともに、能動的に学べる研修体系やセミナー派遣等の自己啓発機会の整備を行う。</li> </ul>

### 女性の活躍に関する情報公表

育児休業取得率 (正職員)	令和3年度		令和4年度	
	男性	女性	男性	女性
	71.4%	100.0%	66.7%	100.0%

(注) 当該年度に本人または配偶者が出産した職員のうち、令和5年3月末時点で育児休業を取得した職員（産休後、育児休業取得予定者を含む）の割合です。

大正	
大正10年 9月	「新潟県信用組合联合会」設立
昭和	
昭和17年 8月	「新潟県信用販売購買利用組合联合会」に改組
昭和19年 1月	「新潟県農業会」に改組
昭和23年 8月	農業協同組合法による 「新潟県信用農業協同組合連合会」設立
昭和29年 6月	農林漁業金融公庫業務受託
昭和31年 6月	旧本店ビル竣工
昭和38年 4月	住宅金融公庫業務受託
昭和39年11月	農協貯金者保護制度発足
12月	全国農協貯金 2兆円貯蓄運動目標達成 かつ県下農協貯金残高588億円達成
昭和41年 5月	内国為替業務認可
昭和42年10月	県下農協貯金1,000億円達成記念大会開催
昭和47年 7月	第2ビル竣工・電子計算機システム導入
昭和48年 1月	新潟県収納代理金融機関に指定される
昭和50年 7月	国庫金振込業務取扱開始
10月	為替通信開始
昭和52年10月	当会貯金3,000億円達成
12月	当会本支所間為替オンラインシステム稼働
昭和54年 2月	当会全国銀行内国為替制度加盟
7月	第1次農協総合オンラインシステム稼働
昭和55年 5月	15支所を3支所(新潟・長岡・上越)に統合
昭和58年12月	県下農協貯金 1兆円達成
昭和59年 3月	全国農協貯金ネットサービス取扱開始
8月	県下農協全国銀行内国為替制度加盟 新潟県農協手形交換制度発足
昭和61年 5月	第2次農協総合オンラインシステム稼働
12月	国債代理窓販業務取扱開始
昭和62年 1月	地元銀行とのCDオンライン業務の提携開始
平成	
平成元年10月	当会貯金 1兆円達成
平成 2年 7月	全国都銀・地銀等とのCDオンライン業務の提携開始
平成 4年 4月	CI導入(愛称JA使用開始)
平成 6年 3月	機構改革により新潟支所現業部門を本所へ統合

5月	第3次農協総合オンラインシステム稼働
8月	国債自己窓販業務取扱開始
平成 8年 5月	新潟県起債引受金融機関に参入
平成 9年 3月	機構改革により新潟支所を廃止
6月	店舗呼称を「本店」「支店」に変更
12月	農中信託銀行の代理店業務開始
平成10年 8月	創立50周年、「JAバンク」導入
10月	県保証協会の保証対象金融機関に参入
平成11年 7月	投資信託窓販業務取扱開始
平成12年 3月	機構改革により上越支店を長岡支店へ統合
5月	郵貯とのATM・CDオンライン業務の提携開始
平成13年11月	JAネットバンクの取扱開始
平成14年10月	県下JA貯金 2兆円達成 日銀歳入復代理店業務開始
平成15年 5月	JA新潟ビル竣工
6月	経営管理委員会制度の導入
10月	全国系統信用事業電算システム (JASTEMシステム)へ移行
平成16年 3月	個人向け国債の募集取扱開始
8月	JAバンク新潟ローンセンター業務開始
11月	新潟県公募公債引受金融機関に参入
平成17年11月	セブン銀行とのATM業務の提携開始
平成18年 7月	機構改革により長岡支店を本店へ統合
10月	ICキャッシュカードの取扱開始
平成19年 5月	ゆうちょ銀行およびセブン銀行とのATM入金提携開始
9月	事務集中センター(口座振替事務)業務開始
平成20年 7月	JAバンクCD・ATM入出金手数料の終日無料化
10月	三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放提携開始
平成21年 4月	ローン電話相談センターの稼働
平成22年 4月	JFマリンバンクとのATM相互無料開放提携開始
平成23年 1月	新JASTEMシステムへ移行
平成24年10月	JAバンク新潟個人貯金 2兆円運動達成
平成25年11月	イーネットおよびローソンのコンビニATM提携開始
平成27年 4月	法人JAネットバンクの取扱開始
平成27年 5月	JAバンクでんさいサービスの取扱開始
平成30年10月	JASTEM新システムへ移行
令和	
令和 3年11月	長期ビジョン策定、SDGs宣言
令和 5年 3月	2030年中長期目標の設定

# 資料編

---

## 単体経営資料

---

決算の状況	43
損益の状況	55
事業の概況	57
経営諸指標	64
役員等の報酬体系	66
自己資本の充実の状況(単体)	67

---

## 連結情報

---

グループの概況	82
自己資本の充実の状況(連結)	98

## 単体経営資料

## 決算の状況

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金	2,622	2,461	貯金	1,838,142	1,804,451
預 け 金	1,039,673	992,665	当 座 貯 金	24,299	15,407
系統預け金	1,039,589	992,656	普 通 貯 金	17,529	18,014
系統外預け金	84	8	貯 蓄 貯 金	12	13
金 銭 の 信 託	87,224	101,315	通 知 貯 金	750	300
有 価 証 券	548,166	518,673	別 段 貯 金	382	308
国 債	95,098	86,679	定 期 貯 金	1,795,005	1,770,294
地 方 債	6,326	6,262	定 期 積 金	162	113
政府保証債	2,466	2,367	借 用 金	21,800	21,200
社 債	140,505	134,682	代 理 業 務 勘 定	1	1
外 国 証 券	149,331	136,389	そ の 他 負 債	4,672	1,848
株 式	8,735	9,132	貸 付 留 保 金	—	100
受 益 証 券	145,329	142,810	未 払 法 人 税 等	186	111
投 資 証 券	372	350	貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	9	9
貸 出 金	265,136	275,685	従 業 員 預 り 金	248	235
手 形 貸 付	520	601	金 融 派 生 商 品	1,307	476
証 書 貸 付	140,168	143,340	仮 受 金	17	10
当 座 貸 越	44,103	45,908	資 産 除 去 債 務	15	15
金 融 機 関 貸 付	80,283	85,807	そ の 他 の 負 債	1	0
割 引 手 形	60	26	約 定 取 引 未 決 済 借	2,000	—
そ の 他 資 産	2,717	2,855	未 払 費 用	826	828
従 業 員 貸 付 金	6	—	前 受 収 益	16	14
差 入 保 証 金	2	2	未 決 済 為 替 借	41	44
仮 払 金	16	3	諸 引 当 金	4,412	4,336
未 収 還 付 法 人 税	633	892	相 互 援 助 積 立 金	3,355	3,355
そ の 他 の 資 産	453	438	賞 与 引 当 金	121	117
未 収 収 益	1,552	1,464	退 職 給 付 引 当 金	913	848
前 払 費 用	3	1	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	22	15
未 決 済 為 替 貸	48	52	繰 延 税 金 負 債	5,154	875
有 形 固 定 資 産	1,887	1,853	債 務 保 証	3,549	3,165
建 物	1,224	1,193	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>1,877,733</b>	<b>1,835,878</b>
土 地	591	591	<b>(純資産の部)</b>		
その他の有形固定資産	70	68	出 資 金	74,495	74,495
無 形 固 定 資 産	74	50	(うち後配出資金)	(52,530)	(52,530)
ソ フ ト ウ ェ ア	67	48	資 本 準 備 金	0	0
その他の無形固定資産	6	1	再 評 価 積 立 金	25	25
外 部 出 資	92,502	92,502	利 益 剰 余 金	75,431	76,414
系 統 出 資	91,460	91,460	利 益 準 備 金	29,137	30,037
系 統 外 出 資	526	526	そ の 他 利 益 剰 余 金	46,294	46,377
子 会 社 等 出 資	515	515	経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	13,800	13,800
債 務 保 証 見 返	3,549	3,165	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	199	191
貸 倒 引 当 金	△ 1,090	△ 920	特 別 積 立 金	20,219	20,219
			当 期 未 処 分 剰 余 金	12,075	12,167
			(うち当期剰余金)	(4,168)	(4,052)
			<b>会 員 資 本 合 計</b>	<b>149,952</b>	<b>150,936</b>
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,777	3,493
			<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>14,777</b>	<b>3,493</b>
			<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>164,730</b>	<b>154,429</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>2,042,463</b>	<b>1,990,307</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>2,042,463</b>	<b>1,990,307</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
<b>経常収益</b>	<b>18,442</b>	<b>18,841</b>
資金運用収益	13,653	11,882
貸出金利息	1,919	1,934
預け金利息	24	20
有価証券利息配当金	5,269	4,419
コールローン利息	0	—
その他受入利息	6,439	5,508
(うち受取奨励金)	(5,585)	(4,946)
(うち受取特別配当金)	(854)	(561)
役員取引等収益	144	148
受入為替手数料	13	33
その他の受入手数料	130	115
その他の役員取引等収益	0	0
その他事業収益	1,920	2,610
受取助成金	3	1
外国為替売買益	7	—
国債等債券売却益	583	1,282
受取出資配当金	1,326	1,326
その他経常収益	2,723	4,200
貸倒引当金戻入益	116	169
株式等売却益	17	296
金銭の信託運用益	2,504	3,636
その他の経常収益	85	97
<b>経常費用</b>	<b>13,754</b>	<b>14,440</b>
資金調達費用	9,965	9,151
貯金利息	99	36
借入金利息	94	94
その他支払利息	9,771	9,020
(うち支払奨励金)	(9,770)	(9,018)
役員取引等費用	414	497
支払為替手数料	1	25
その他の支払手数料	408	467
その他の役員取引等費用	4	3

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
その他事業費用	248	1,682
外国為替売買損	—	298
国債等債券売却損	248	895
国債等債券償還損	—	487
経費	2,971	3,040
人件費	1,536	1,529
物件費	1,297	1,365
税金	137	145
その他経常費用	153	69
相互援助積立金繰入額	70	—
株式等売却損	28	—
金銭の信託運用損	54	47
その他の経常費用	0	22
<b>経常利益</b>	<b>4,688</b>	<b>4,401</b>
特別損失	8	9
固定資産処分損	8	9
<b>税引前当期利益</b>	<b>4,680</b>	<b>4,391</b>
法人税、住民税及び事業税	523	306
法人税等調整額	△11	33
<b>法人税等合計</b>	<b>511</b>	<b>339</b>
<b>当期剰余金</b>	<b>4,168</b>	<b>4,052</b>
<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>7,906</b>	<b>8,114</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>12,075</b>	<b>12,167</b>

## 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	12,075	12,167
任意積立金取崩額	8	8
固定資産圧縮積立金取崩額	8	8
<b>計</b>	<b>12,083</b>	<b>12,175</b>
剰余金処分額	3,968	4,158
利益準備金	900	900
出資配当金	964	964
普通出資配当金(配当率)	439 (2.0%)	439 (2.0%)
後配出資配当金(配当率)	525 (1.0%)	525 (1.0%)
事業分量配当金	2,104	2,293
<b>次期繰越剰余金</b>	<b>8,114</b>	<b>8,017</b>

(注) 1. 令和3年度の事業分量配当金の配当基準は、総合JAの令和3年度奨励金対象平残に対し0.120%の割合です。  
2. 令和4年度の事業分量配当金の配当基準は、総合JAの令和4年度奨励金対象平残の基本部分に対し0.170%の割合です。

## ●令和3年度注記表

### 1 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により及び関連法人等株式…り算定)
  - ・その他有価証券…時価のあるものについては、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については、原価法(売却原価は移動平均法により算定)によっています。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によるほか、運用目的の金銭の信託については時価法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4)デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5)有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- |     |         |
|-----|---------|
| 建 物 | 38年～50年 |
| その他 | 5年～18年  |
- (6)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7)外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8)引当金の計上方法
- ①貸倒引当金  
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
- 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
- ②賞与引当金  
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計

上しています。

- ③退職給付引当金  
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度未要支給見積額を計上しています。
- ⑤相互援助積立金  
相互援助積立金は、新潟県 J Aバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県 J Aバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。

#### (9)ヘッジ会計の方法

リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

①為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。

#### (10)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

### 2 会計方針の変更に関する事項

#### (1)「収益認識に関する会計基準」の適用

当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当年度の経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

#### (2)「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

### 3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### (1)貸倒引当金

- ①当年度に係る計算書類に計上した額  
貸倒引当金 1,090百万円

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法  
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」(8)引当金の計上方法「①貸倒引当金」に記載しています。

- b 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 金融商品の時価

- ① 当年度に係る計算書類に計上した額  
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - a 算出方法  
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
  - b 主要な仮定  
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。
  - c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響  
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

## 4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,968百万円です。有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。
- (2) 資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券549百万円を差し入れています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額は47百万円です。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は188百万円です。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10百万円
危険債権額	738百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	749百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準ずる債権に該当しないものです。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ

とを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化され、リスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は60百万円です。
- (9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、111,491百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,549百万円が含まれています。
- (11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,800百万円が含まれています。

## 5 損益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	9百万円
	うち事業取引高	9百万円
(2)	子会社等との取引による費用総額	217百万円
	うち事業取引高	217百万円

## 6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
  - ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(運用目的及びその他目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順

位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

#### b 市場リスクの管理

##### (a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

##### (b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

##### (c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

##### (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

##### (e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益

証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)」に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、35,435百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

### ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	1,039,673	1,039,682	9
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	404	404	—
その他の金銭の信託	86,819	86,819	—
有価証券			
その他有価証券	548,166	548,166	—
貸出金	265,136		
貸倒引当金	△1,088		
貸倒引当金控除後	264,047	265,188	1,140
<b>資産計</b>	<b>1,939,112</b>	<b>1,940,261</b>	<b>1,149</b>
貯金	1,838,142	1,838,157	15
借入金	21,800	21,799	△0
<b>負債計</b>	<b>1,859,942</b>	<b>1,859,957</b>	<b>15</b>
デリバティブ取引			
ヘッジ計が適用されているもの	(1,307)	(1,307)	—
<b>デリバティブ取引計</b>	<b>(1,307)</b>	<b>(1,307)</b>	<b>—</b>

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、( )で表示しています。



②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	92,502百万円

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,039,673	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	37,229	36,242	30,717	24,173	17,491	326,391
貸出金	72,558	31,954	25,670	30,743	16,304	87,882
合計	1,149,461	68,196	56,387	54,917	33,795	414,273

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)22,675百万円については「1年以内」に含めています。  
また、期限のない劣後特約付貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。  
2.貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等21百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,836,922	916	130	29	144	-
借入金	9,100	12,700	-	-	-	-
合計	1,846,022	13,616	130	29	144	-

(注)1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。  
2.借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金11,800百万円については、今後、期限前償還が予定されていることから、その償還予定日も踏まえ、「1年超2年以内」に含めています。

## 7 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,244	2,838	5,405
	債券			
	国債	76,166	73,014	3,152
	地方債	3,253	3,199	54
	社債	112,268	110,078	2,190
	その他	80,118	77,943	2,175
	その他	94,333	84,531	9,801
	小計	374,384	351,605	22,779
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	491	607	△115
	債券			
	国債	18,932	19,229	△296
	地方債	3,072	3,100	△27
	社債	28,237	28,381	△143
	その他	71,679	73,945	△2,265
	その他	51,368	52,749	△1,380
	小計	173,781	178,012	△4,230
合計		548,166	529,617	18,549

(注)上記差額合計から繰延税金負債5,122百万円を差し引いた金額13,426百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	152	17	28
債券	17,237	583	248
その他	—	—	—
合計	17,389	600	276

## 8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	404百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△59百万円

(2) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	86,819	84,958	1,860	2,592	△731

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債509百万円を差し引いた金額1,351百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。  
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	883百万円
退職給付費用	98百万円
退職給付の支払額	△49百万円
制度への拠出額	△18百万円
期末における退職給付引当金	913百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,458百万円
年金資産	△545百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	913百万円
退職給付引当金	913百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	98百万円
臨時に支払った割増退職金	6百万円
退職給付費用	105百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充

てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、17百万円となっています。

また、存続組合により示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、175百万円となっています。

## 10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	72百万円
賞与引当金超過額	33百万円
退職給付引当金超過額	252百万円
県相互援助積立金超過額	928百万円
有価証券有税償却額	13百万円
資産除去債務	4百万円
未払奨励金損金否認額	210百万円
未払事業税	31百万円
その他	26百万円
繰延税金資産小計	1,574百万円
評価性引当額	△1,023百万円
繰延税金資産合計(A)	550百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,632百万円
固定資産圧縮積立金	△73百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△5,705百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△5,154百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.05%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.19%
事業分量配当金	△12.44%
住民税均等割等	0.08%
評価性引当額の増減	△0.31%
その他	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.93%

## 11 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該建物の所有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承認期間終了による原状回復義務に関しても、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

(3) 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	－百万円
期末残高	15百万円

## ●令和4年度注記表

### 1 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
  - ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法による及び関連法人等株式…り算定)
  - ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については、原価法(売却原価は移動平均法により算定)。  
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4)デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5)有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。  
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	38年~50年
その他	5年~18年
- (6)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7)外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8)引当金の計上方法

#### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

#### ②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

#### ③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

#### ④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度未要支給見積額を計上しています。

#### ⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、新潟県JAバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県JAバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。

#### (9)ヘッジ会計の方法

リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

##### ①為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。

#### (10)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

### 2 会計方針の変更に関する事項

- (1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の適用  
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

### 3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### (1)貸倒引当金

- ①当年度に係る計算書類に計上した額  
貸倒引当金 920百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」(8)引当金の計上方法「①貸倒引当金」に記載しています。

##### b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

##### c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 金融商品の時価

- ①当年度に係る計算書類に計上した額  
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法  
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- b 主要な仮定  
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響  
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

## 4 貸借対照表に関する事項

- (1)有形固定資産の減価償却累計額は2,022百万円です。  
有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。
- (2)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券536百万円を差し入れています。
- (3)子会社等に対する金銭債権はありません。
- (4)子会社等に対する金銭債務の総額は238百万円です。
- (5)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6)理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	48百万円
危険債権額	660百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	708百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準ずる債権に該当しないものです。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (8)割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は26百万円です。

(9)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、110,525百万円です。

(10)貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,549百万円が含まれています。

(11)借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,800百万円が含まれています。

## 5 損益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	4百万円
	うち事業取引高	4百万円
(2)	子会社等との取引による費用総額	252百万円
	うち事業取引高	252百万円

## 6 金融商品に関する事項

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## ①金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

## ②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

## ③金融商品に係るリスク管理体制

## a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管

理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対

象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、31,392百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 け 金	992,665	992,586	△78
金 銭 の 信 託			
その他の金銭の信託	101,315	101,315	—
有 価 証 券			
その他有価証券	518,673	518,673	—
貸 出 金	275,685		
貸倒引当金	△918		
貸倒引当金控除後	274,766	275,220	453
資 産 計	<b>1,887,421</b>	<b>1,887,796</b>	<b>374</b>
貯 金	1,804,451	1,804,319	△132
借 用 金	21,200	21,141	△58
負 債 計	<b>1,825,651</b>	<b>1,825,460</b>	<b>△191</b>
デリバティブ取引			
ヘッジ計が適用されているもの	(476)	(476)	—
デリバティブ取引計	<b>(476)</b>	<b>(476)</b>	<b>—</b>

(注)1. その他有価証券及び金銭の信託には、「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、( ) で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)の

レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託  
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券  
有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金  
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

a 貯金  
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金  
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### 【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	92,502百万円

(注)外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

#### ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 け 金	992,665	-	-	-	-	-
有 価 証 券						
その他有価証券のうち満期があるもの	30,410	24,577	26,261	15,027	20,688	338,622
貸 出 金	80,374	34,984	34,949	20,828	24,857	79,667
合 計	1,103,450	59,561	61,210	35,856	45,546	418,289

(注)1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)22,590百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。  
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等22百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

#### ⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	1,803,321	798	141	144	35	10
借 用 金	12,700	-	-	8,500	-	-
合 計	1,816,021	798	141	8,644	35	10

(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。  
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金11,800百万円については、今後、期限前償還が予定されていることから、その償還予定日も踏まえ、「1年以内」に含めています。

## 7 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

#### ①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,352	2,916	5,436
	債 券			
	国 債	43,749	41,996	1,753
	地 方 債	2,736	2,699	37
	社 債	48,720	47,664	1,056
	そ の 他	36,305	34,777	1,527
	そ の 他	78,087	71,144	6,943
	小 計	217,952	201,198	16,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	779	915	△135
	債 券			
	国 債	42,929	44,682	△1,753
	地 方 債	3,525	3,600	△74
	社 債	85,961	89,662	△3,700
	そ の 他	102,451	107,829	△5,377
	そ の 他	65,072	67,230	△2,157
	小 計	300,721	313,920	△13,199
合 計		518,673	515,118	3,554

(注)上記差額合計から繰延税金負債974百万円を差し引いた金額2,579百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	194	121	—
債 券	58,182	1,282	895
そ の 他	2,124	175	—
合 計	60,501	1,579	895

## 8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	101,315	100,057	1,257	3,881	△2,623

(注)1.上記差額合計から繰延税金負債344百万円を差し引いた金額913百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。  
2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	913百万円
退職給付費用	99百万円
退職給付の支払額	△146百万円
制度への拠出額	△18百万円
期末における退職給付引当金	848百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,400百万円
年金資産	△552百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	848百万円
退職給付引当金	848百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	99百万円
臨時に支払った割増退職金	11百万円
退職給付費用	110百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。また、存続組合により示された令和5年3月現在における令和

14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、147百万円となっています。

## 10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	21百万円
賞与引当金超過額	32百万円
退職給付引当金超過額	234百万円
県相互援助積立金超過額	928百万円
有価証券有税償却額	13百万円
未払奨励金損金否認額	210百万円
未払事業税	18百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	1,489百万円
評価性引当額	△975百万円
繰延税金資産合計(A)	514百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,319百万円
固定資産圧縮積立金	△69百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,389百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△875百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.11%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.57%
事業分量配当金	△14.45%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	△1.08%
その他	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.73%

## 11 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該建物の所有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承認期間終了による原状回復義務に関して、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

(3) 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	—百万円
期末残高	15百万円

## 損益の状況

### ■ 主要な業務指標

#### 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、千口、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	19,815	20,061	18,402	18,442	18,841
経常利益	4,687	4,533	3,568	4,688	4,401
当期剰余金	3,957	3,949	3,347	4,168	4,052
出資金	56,296	56,296	74,496	74,495	74,495
(出資口数)	(5,629)	(5,629)	(7,449)	(7,449)	(7,449)
純資産額	149,816	132,629	169,379	164,730	154,429
総資産額	1,968,733	1,975,515	2,056,171	2,042,463	1,990,307
貯金等残高	1,734,030	1,763,006	1,831,229	1,838,142	1,804,451
貸出金残高	249,987	250,264	259,839	265,136	275,685
有価証券残高	527,039	518,345	543,878	548,166	518,673
剰余金配当金額	2,540	2,632	2,960	3,068	3,258
普通出資配当額	439	439	439	439	439
後配出資配当額	343	343	525	525	525
事業分量配当金	1,757	1,850	1,995	2,104	2,293
職員数	171	170	172	169	162
単体自己資本比率	15.42	13.34	13.66	12.86	12.15

(注) 1. 総資産額には、債務保証見返勘定が含まれています。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

#### 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収支	4,085	3,189	△ 895
役員取引等収支	△ 270	△ 348	△ 77
その他事業収支	1,672	927	△ 744
事業粗利益	5,487	3,768	△ 1,718
(事業粗利益率)	(0.29)	(0.21)	(△0.09)

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)

2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用

3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支

5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

#### 事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
事業純益	2,515	728	△ 1,787
実質事業純益	2,515	728	△ 1,787
コア事業純益	2,180	829	△ 1,350
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	2,500	829	△ 1,670

(注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用) -- 一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償却を通算した損益です。



## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,869,756	13,653	0.73	1,829,335	11,882	0.65
うち 預 け 金	1,090,410	6,464	0.59	1,034,707	5,528	0.53
うち 有 価 証 券	520,618	5,269	1.01	528,782	4,419	0.84
うち 貸 出 金	258,556	1,919	0.74	265,839	1,934	0.73
資 金 調 達 勘 定	1,811,170	9,568	0.53	1,771,741	8,692	0.49
うち 貯 金 ・ 定 積	1,856,694	9,870	0.53	1,843,336	9,054	0.49
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	29,487	94	0.32	21,478	94	0.44
総 資 金 利 ざ や			0.04			△ 0.01

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用) / (貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額) × 100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	686	△ 1,771
うち 預 け 金	184	△ 935
うち 有 価 証 券	545	△ 850
うち 貸 出 金	△ 43	14
支 払 利 息	△ 273	△ 875
うち 貯 金 ・ 定 積	△ 4	△ 815
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
うち 借 用 金	△ 147	—
差 引	960	△ 895

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## 事業の概況

## 貯金に関する指標

## 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	44,033 (2.4)	36,658 (2.0)	△ 7,374
定期性貯金	1,811,516 (97.6)	1,805,578 (98.0)	△ 5,937
その他の貯金	1,145 (0.1)	1,099 (0.1)	△ 45
計	1,856,694 (100.0)	1,843,336 (100.0)	△ 13,358
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	1,856,694 (100.0)	1,843,336 (100.0)	△ 13,358

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. ( ) 内は構成比です。

## 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	1,795,005 (100.0)	1,770,294 (100.0)	△ 24,711
固定金利定期	1,795,005 (100.0)	1,770,294 (100.0)	△ 24,710
変動金利定期	0 (0.0)	— (—)	△ 0

(注) 1. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

2. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

3. ( ) 内は構成比です。

## 貸出金に関する指標

## 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	573	618	45
証書貸付	213,299	221,927	8,628
当座貸越	44,649	43,255	△ 1,393
割引手形	34	37	2
合 計	258,556	265,839	7,283

## 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	168,603 (63.6)	172,819 (62.7)	4,215
変動金利貸出	96,532 (36.4)	102,865 (37.3)	6,333
合 計	265,136 (100.0)	275,685 (100.0)	10,549

(注) ( ) 内は構成比です。

### 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 等	361 (0.1)	322 (0.1)	△ 39
有 価 証 券	3 (0.0)	2 (0.0)	△ 0
動 産	560 (0.2)	560 (0.2)	0
不 動 産	9,782 (3.7)	9,989 (3.6)	206
そ の 他 担 保 物	75 (0.0)	68 (0.0)	△ 6
計	10,783 (4.1)	10,943 (4.0)	159
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,865 (0.7)	1,620 (0.6)	△ 245
そ の 他 保 証	60 (0.0)	26 (0.0)	△ 34
計	1,925 (0.7)	1,646 (0.6)	△ 279
信 用	252,426 (95.2)	263,095 (95.4)	10,669
合 計	265,136 (100.0)	275,685 (100.0)	10,549

(注) ( ) 内は構成比です。

### 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 等	95 (2.7)	92 (2.9)	△ 3
有 価 証 券	— (—)	— (—)	—
動 産	— (—)	— (—)	—
不 動 産	1,416 (39.9)	1,140 (36.0)	△ 276
そ の 他 担 保 物	— (—)	— (—)	—
計	1,512 (42.6)	1,232 (39.0)	△ 279
信 用	2,036 (57.4)	1,932 (61.0)	△ 104
合 計	3,549 (100.0)	3,165 (100.0)	△ 384

(注) ( ) 内は構成比です。

### 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	18,032 (6.8)	20,163 (7.3)	2,130
運 転 資 金	247,103 (93.2)	255,522 (92.7)	8,418
合 計	265,136 (100.0)	275,685 (100.0)	10,549

(注) ( ) 内は構成比です。

### 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	1,994 (0.8)	2,381 (0.9)	386
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	14,395 (5.4)	17,343 (6.3)	2,947
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	3,477 (1.3)	3,949 (1.4)	472
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	7,008 (2.6)	7,200 (2.6)	191
運 輸 ・ 通 信 業	10,326 (3.9)	10,440 (3.8)	114
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	16,917 (6.4)	19,312 (7.0)	2,395
金 融 ・ 保 険 業	92,403 (34.9)	99,427 (36.1)	7,024
不 動 産 業	4,150 (1.6)	3,531 (1.3)	△ 619
サ ー ビ ス 業	68,278 (25.8)	69,727 (25.3)	1,449
地 方 公 共 団 体	44,349 (16.7)	40,833 (14.8)	△ 3,516
そ の 他	1,834 (0.7)	1,537 (0.6)	△ 297
合 計	265,136 (100.0)	275,685 (100.0)	10,549

(注) ( ) 内は構成比です。

## 主要な農業関係の貸出金残高

### ① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	1,590	1,995	404
穀 作	401	402	0
野 菜 ・ 園 芸	167	294	126
果 樹 ・ 樹 園 農 業	5	16	11
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	547	897	350
養 鶏 ・ 鶏 卵	210	150	△ 60
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	259	234	△ 24
農 業 関 連 団 体 等	29,636	30,518	881
<b>合 計</b>	<b>31,227</b>	<b>32,514</b>	<b>1,286</b>

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、前述の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### ② 資金種類別

#### 【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
ブ ロ パ ー 資 金	29,855	31,569	1,714
農 業 制 度 資 金	1,372	944	△ 428
農 業 近 代 化 資 金	1,372	944	△ 428
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>31,227</b>	<b>32,514</b>	<b>1,286</b>

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

#### 【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	15,698	14,544	△ 1,153
そ の 他	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>15,698</b>	<b>14,544</b>	<b>△ 1,153</b>

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保・保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	10	3	7	10
	令和4年度	48	11	36	48
危険債権	令和3年度	738	160	561	722
	令和4年度	660	142	457	599
要管理債権	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—
小計	令和3年度	749	163	568	732
	令和4年度	708	153	494	647
正常債権	令和3年度	268,074			
	令和4年度	278,275			
合計	令和3年度	<b>268,823</b>			
	令和4年度	<b>278,984</b>			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.3.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	682	519	—	682	519	519	424	—	519	424
個別貸倒引当金	524	570	—	524	570	570	495	—	570	495
合計	<b>1,206</b>	<b>1,090</b>	—	<b>1,206</b>	<b>1,090</b>	<b>1,090</b>	<b>920</b>	—	<b>1,090</b>	<b>920</b>

貸出金償却額

該当する取引はありません。

## 有価証券等に関する指標

### 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
国	債	85,752	96,129	10,377
地 方	債	6,064	6,347	282
短 期 社	債	—	—	—
社	債	142,179	139,776	△2,403
株	式	3,317	3,631	314
外 国 証	券	137,263	142,164	4,900
そ の 他 の 証	券	146,091	140,743	△5,348
合	計	520,669	528,791	8,122

(注)社債には、政府保証債、金融債が含まれています。

### 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計	
令和3年度	国 債	11,490	14,113	4,079	5,520	11,992	45,047	—	92,243
	地 方 債	899	1,399	500	400	3,099	—	—	6,299
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	13,520	18,172	8,527	2,679	5,688	51,400	40,890	140,879
	株 式	—	—	—	—	—	—	3,445	3,445
	外 国 証 券	10,364	20,145	15,262	43,053	49,642	11,000	—	149,468
	そ の 他 の 証 券	793	12,797	13,458	38,000	36,400	22,433	13,396	137,281
令和4年度	国 債	8,052	1,015	4,471	9,343	8,512	55,284	—	86,679
	地 方 債	899	1,000	—	1,699	2,700	—	—	6,299
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	11,416	10,545	6,993	2,730	8,176	55,809	44,070	139,743
	株 式	—	—	—	—	—	—	3,831	3,831
	外 国 証 券	9,836	17,421	14,570	41,658	54,703	2,000	—	140,190
	そ の 他 の 証 券	—	21,442	9,755	46,572	16,987	32,000	11,617	138,374

(注) 1. 社債には、政府保証債、金融債が含まれています。  
2. 残高は取得原価です。

## 有価証券の時価情報

### ① 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

### ② 満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

### ③ その他の有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和3年度			令和4年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,244	2,838	5,405	8,352	2,916	5,436
	債 券	194,155	188,711	5,443	96,132	93,277	2,854
	国 債	76,166	73,014	3,152	43,749	41,996	1,753
	地 方 債	3,253	3,199	54	2,736	2,699	37
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	114,734	112,498	2,236	49,645	48,581	1,064
	そ の 他	171,985	160,055	11,930	113,468	105,004	8,463
	外 国 証 券	77,651	75,523	2,128	35,380	33,860	1,520
	その他の証券	94,333	84,531	9,801	78,087	71,144	6,943
小 計	<b>374,384</b>	<b>351,605</b>	<b>22,779</b>	<b>217,952</b>	<b>201,198</b>	<b>16,754</b>	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	491	607	△ 115	779	915	△ 135
	債 券	50,242	50,710	△ 468	133,860	139,444	△ 5,584
	国 債	18,932	19,229	△ 296	42,929	44,682	△ 1,753
	地 方 債	3,072	3,100	△ 27	3,525	3,600	△ 74
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	28,237	28,381	△ 143	87,404	91,162	△ 3,757
	そ の 他	123,048	126,694	△ 3,646	166,081	173,560	△ 7,478
	外 国 証 券	71,679	73,945	△ 2,265	101,008	106,329	△ 5,320
	その他の証券	51,368	52,749	△ 1,380	65,072	67,230	△ 2,157
小 計	<b>173,781</b>	<b>178,012</b>	<b>△ 4,230</b>	<b>300,721</b>	<b>313,920</b>	<b>△ 13,199</b>	
合 計	<b>548,166</b>	<b>529,617</b>	<b>18,549</b>	<b>518,673</b>	<b>515,118</b>	<b>3,554</b>	

## 金銭の信託の時価情報

### ① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	404	△ 59	—	—

### ② 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

### ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	86,819	84,958	1,860	2,592	731	101,315	100,057	1,257	3,881	2,623

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

## ①金利関連取引

該当する取引はありません。

## ②通貨関連取引

（単位：百万円）

区 分			令和3年度			令和4年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	24,269	25,577	△1,307	14,687	14,211	△476
		買建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合 計			24,269	25,577	△1,307	14,687	14,211	△476

## ③株式関連取引

該当する取引はありません。

## ④債券関連取引

該当する取引はありません。



## 経営諸指標

### 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.23	0.22	△0.01
純資産経常利益率	3.15	2.96	△0.19
総資産当期純利益率	0.20	0.20	0.00
純資産当期純利益率	2.80	2.73	△0.07

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 貯貸率・貯証率

(単位：%、百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減	
貯貸率	期末	14.4	15.3	0.9
	期中平均	13.9	14.4	0.5
貯証率	期末	29.8	28.7	△1.1
	期中平均	28.0	28.7	0.7

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

### 役員取引の状況

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
役員取引等収益	144	148	4
為替業務	13	33	19
受託業務	68	55	△13
その他	61	59	△1
役員取引等費用	414	497	82
為替業務	1	25	24
受託業務	3	2	△0
その他	409	468	58

### その他事業収益・その他事業費用の内訳

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
その他事業収益	1,920	2,610	689
受取助成金	3	1	△1
外国為替売買益	7	—	△7
国債等債券売却益	583	1,282	698
その他の事業収益	1,326	1,326	—
その他事業費用	248	1,682	1,434
外国為替売買損	—	298	298
国債等債券売却損	248	895	647
国債等債券償還損	—	487	487

(注) 株式先物・株式オプション以外の金融派生商品に係る収益・費用は、「その他の事業収益」「その他の事業費用」に含まれています。

## その他経常収益・その他経常費用の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
そ の 他 経 常 収 益	2,723	4,200	1,477
貸倒引当金戻入益	116	169	53
株式等売却益	17	296	279
金銭の信託運用益	2,504	3,636	1,132
その他の経常収益	85	97	11
そ の 他 経 常 費 用	153	69	△83
相互援助積立金繰入額	70	—	△70
株式等売却損	28	—	△28
金銭の信託運用損	54	47	△7
その他の経常費用	0	22	21

## 経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
人 件 費	1,536	1,529	△6
役員報酬	64	64	△0
給料手当	1,111	1,097	△13
福利厚生費	248	251	2
退職給付費用	105	110	5
役員退職慰労引当金繰入	6	6	△0
物 件 費	1,297	1,365	67
事業推進費	185	190	5
債権管理費	1	0	△0
旅費・交通費	8	11	3
業務費	426	464	37
負担金	332	331	△1
施設費	315	335	20
雑費	28	30	2
税金	137	145	8
合 計	2,971	3,040	68

(注)給料手当には、賞与引当金繰入額が含まれています。

## 役員等の報酬体系

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金(注2)
対象役員(注1)に対する報酬等	64	6

(注1) 対象役員は、経営管理委員7名、理事5名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等

##### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：JAの代表者3名と外部委員(第三者)3名)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、退職時における報酬基礎月額に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

#### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

### 3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

## 自己資本の充実の状況(単体)

### 1. 自己資本の状況

#### ■自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び当会を利用されるお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和5年3月末における自己資本比率は12.15%と、国内基準（4%）及び国際統一基準（8%）を大きく上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

#### ■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後特約付債務により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	219億円（前年度219億円）

#### 後配出資金

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	525億円（前年度525億円）

#### 永久劣後特約付債務

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	50億円（前年度100億円）
一定の事由が生じた場合に償還を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能。

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## (1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	146,883	147,677
うち、出資金及び資本準備金の額	74,495	74,495
うち、再評価積立金の額	25	25
うち、利益剰余金の額	75,431	76,414
うち、外部流出予定額 (△)	3,068	3,258
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,874	3,779
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,874	3,779
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000	5,000
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	160,758	156,457
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	53	36
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	53	36
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	53	36

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	160,704	156,421
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,238,148	1,277,317
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 21,366	△ 4,766
うち、その他金融機関等向けエクスポージャー	△ 21,366	△ 4,766
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,709	9,145
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,248,857	1,286,462
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.86%	12.15%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。  
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。  
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。  
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償却損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現	金	2,622	—	—	2,461	—	—
	我が国の中央政府及び 中央銀行向け	92,362	—	—	86,792	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	43,945	—	—	21,900	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	52,729	—	—	49,199	—	—
	外国の中央政府等以外の 公共部門向け	3,962	792	31	3,090	618	24
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	8,015	801	32	6,901	690	27
	我が国の政府関係機関向け	52,560	5,013	200	45,479	4,305	172
	地方三公社向け	191	36	1	189	35	1
	金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	1,132,328	226,350	9,054	1,058,350	211,572	8,462
	法人等向け	147,070	111,751	4,470	164,477	118,642	4,745
	中小企業等向け及び個人向け	328	229	9	347	237	9
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	不動産取得等事業向け	1,674	1,616	64	2,818	2,788	111
	三月以上延滞等	6	—	—	6	—	—
	取立未済手形	48	9	0	52	10	0
	信用保証協会等による保証付	1,896	186	7	1,651	162	6
	株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	出資等	5,774	5,774	230	6,179	6,179	247
	（うち出資等のエクスポージャー）	5,774	5,774	230	6,179	6,179	247
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	264,231	620,022	24,800	274,764	636,057	25,442
	（うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部 TLAC 関 連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）	103,051	257,628	10,305	102,098	255,246	10,209
	（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	122,979	307,448	12,297	122,979	307,448	12,297
	（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	498	1,245	49	458	1,145	45
	（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手 段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るそ の他外部 TLAC 関連調達手段の うち、その他外部 TLAC 関連調 達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー）	31,994	47,992	1,919	45,977	68,966	2,758

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証 券 化	(うち上記以外のエクスポージャー)	5,707	5,707	228	3,250	3,250	130
		12,138	3,361	134	13,178	3,485	139
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	12,138	3,361	134	13,178	3,485	139
再 証 券 化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー		255,695	283,494	11,339	274,277	297,252	11,890
(うちルックスルー方式)		245,554	271,837	10,873	267,117	289,625	11,585
(うちマンドート方式)		10,140	11,657	466	7,160	7,626	305
(うち蓋然性方式250%)		—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)		—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額			—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入 されなかったものの額 (△)			21,366	854		4,766	190
標準的手法を適用する エクスポージャー別計		2,077,582	1,238,075	49,523	2,012,117	1,277,273	51,090
CVAリスク相当額÷8%			72	2		44	1
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
<b>合計(信用リスク・アセットの額)</b>		<b>2,077,582</b>	<b>1,238,148</b>	<b>49,525</b>	<b>2,012,117</b>	<b>1,277,317</b>	<b>51,092</b>
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >			10,709	428		9,145	365
所要自己資本額			1,248,857	49,954		1,286,462	51,458

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))  
$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



## 2. 信用リスクに関する事項

### ■リスク管理の方針及び手続の概要

- ①当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を以下のように整備しています。
- 当会のリスク管理については、関係法令、定款等によるほか、当会が定める「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」を基本として、単年度ごとに「リスク管理方針」を定めています。また、各種リスク量の計測については、「リスク計測事務手続」に具体的な方法を定めています。
  - 理事長以下常勤役員及び関係部署長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催するとともに必要に応じて随時開催し、当会の各種リスクに係る対応方針の検討や限度額の管理、リスク量の検証を実施しています。
- ②当会における貸倒引当金の計上は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
  - 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー等を合理的に見積もって算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
  - 実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
  - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

### ■標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

なお、「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	1,665,042	231,853	287,776	—	6	1,592,233	238,011	258,166	—	6	
国外	144,705	42,661	102,044	—	—	132,428	16,822	115,605	—	—	
<b>地域別残高計</b>	<b>1,809,748</b>	<b>274,514</b>	<b>389,821</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	<b>1,724,661</b>	<b>254,834</b>	<b>373,771</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	
法人	農業	2,169	2,169	—	—	5	2,546	2,546	—	—	5
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	16,983	14,507	—	—	—	20,491	17,765	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	10,237	7,308	2,127	—	—	9,704	7,067	1,816	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,105	7,105	—	—	—	7,201	7,201	—	—	—
	運輸・通信業	39,315	10,446	28,604	—	—	31,402	10,442	20,609	—	—
	金融・保険業	400,655	97,492	210,769	—	—	398,531	74,487	231,726	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	91,309	88,747	1,742	—	—	94,689	92,290	1,530	—	—
	日本国政府・地方公共団体	143,082	44,413	98,668	—	—	133,982	40,884	93,098	—	—
上記以外	1,039,600	—	—	—	—	992,667	—	—	—	—	
個人	2,324	2,324	—	—	1	2,149	2,149	—	—	1	
その他	56,965	—	47,908	—	—	31,295	—	24,990	—	—	
<b>業種別残高計</b>	<b>1,809,748</b>	<b>274,514</b>	<b>389,821</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	<b>1,724,661</b>	<b>254,834</b>	<b>373,771</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	
1年以下	1,174,656	98,670	35,883	—	—	1,094,307	75,818	25,399	—	—	
1年超3年以下	82,324	36,274	46,049	—	—	75,543	47,907	27,635	—	—	
3年超5年以下	70,896	46,277	24,619	—	—	73,098	48,584	24,513	—	—	
5年超7年以下	63,891	36,955	26,936	—	—	71,765	24,146	47,618	—	—	
7年超10年以下	78,017	18,228	59,789	—	—	84,780	18,638	66,141	—	—	
10年超	145,664	38,038	107,625	—	—	152,968	39,701	113,266	—	—	
期限の定めのないもの	194,297	68	88,918	—	—	172,199	36	69,196	—	—	
<b>残存期間別残高計</b>	<b>1,809,748</b>	<b>274,514</b>	<b>389,821</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,724,661</b>	<b>254,834</b>	<b>373,771</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	
<b>平均残高計</b>	<b>1,662,758</b>	<b>235,022</b>	<b>326,826</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,635,957</b>	<b>239,534</b>	<b>355,179</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。  
なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

## (2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

## a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	682	519	—	682	519	519	424	—	519	424
個別貸倒引当金	524	570	—	524	570	570	495	—	570	495

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

（単位：百万円）

		令和3年度						令和4年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他					
法人	農業	42	23	—	42	23	—	23	52	—	23	52	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	35	78	—	35	78	—	78	47	—	78	47	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4	2	—	4	2	—	2	0	—	2	0	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	414	439	—	414	439	—	439	369	—	439	369	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	27	26	—	27	26	—	26	25	—	26	25	—	
業種別計	524	570	—	524	570	—	570	495	—	570	495	—	

（注）一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

（3）信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	195,292	195,292	—	164,212	164,212
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	60,017	60,017	—	51,579	51,579
	20%	18,073	1,139,953	1,158,026	18,836	1,072,716	1,091,552
	35%	—	—	—	—	—	—
	50%	32,551	604	33,155	39,705	700	40,405
	75%	—	327	327	—	345	345
	100%	8,206	110,436	118,643	6,153	102,070	108,223
	150%	—	32,001	32,001	—	45,983	45,983
	250%	—	212,284	212,284	—	222,358	222,358
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	58,831	1,750,917	1,809,748	64,695	1,659,966	1,724,661	

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 3. 信用リスク削減手法に関する事項

## ■信用リスク削減手法に関する規程の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。

また、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールの下で定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

## (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,424	—	—	2,422	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	4,610	—	8	12,229	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	20	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	30	—	—	30	—
合計	20	7,065	—	8	14,681	—

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

##### ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する規程の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会における派生商品取引及び長期決済期間取引の取り扱いについては、「自己資本比率算出規程」に定めており、派生商品取引は主としてヘッジ目的のために実施しています。

##### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	令和3年度						令和4年度					
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果後の与信相当額	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他				現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	242	—	—	—	242	—	146	—	—	—	146
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	242	—	—	—	242	—	146	—	—	—	146
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—		—				—
<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>242</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>242</b>	<b>—</b>	<b>146</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>146</b>

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

##### (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

##### (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

### ■リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、投資家として証券化エクスポージャーを取得しており、「リスク管理方針」において取得限度額を定め、「証券化案件にかかる管理事務手続」により適切に管理しています。

なお、当会の証券化エクスポージャーに内在するリスクは、信用リスク及びマーケットリスクのほか、流動性リスクやキャッシュフローが不確定なリスク等があります。

### ■体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得にあたっては、取得限度額の範囲内においてフロント部署が投資対象案件のリスクを把握・分析したデューデリジェンスに基づく投資原案を作成し、フロントから独立したリスク管理担当部署が審査することにより、適切性を検証しています。

取得後の期中管理については、フロント部署が外部格付、裏付資産の状況等を定期的にモニタリングし、その内容をリスク管理担当部署において検証後、常勤役員及び関係部署長に報告するとともに、四半期ごとにリスク管理委員会に報告する体制となっています。

### ■信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

### ■証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

### ■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

### ■内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

## (1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	4,356	—	4,071	—
	自 動 車 ロ ー ン	5,492	—	5,681	—
	そ の 他	2,290	—	3,425	—
	合 計	12,138	—	13,178	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和3年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	12,062	96		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	75	37				
合 計	12,138	134	合 計	—	—		
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合 計	—	—	合 計	—	—		

令和4年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	13,109	104		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	69	34				
合 計	13,178	139	合 計	—	—		
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合 計	—	—	合 計	—	—		

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- c 自己資本比率告示第224並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他の	75	69
合計	75	69

(注)自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

- d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ■リスク管理の方針の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」に基づいて、事務リスク、システムリスク等の管理を行っています。

### ■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ■出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では「リスクマネジメントの基本方針」に基づき、有価証券勘定に区分される株式等は市場リスク管理の枠組みの中で、外部出資勘定に区分される株式又は出資については信用リスク管理の枠組みの中で、それぞれ適切に管理を行っています。

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	8,735	8,735	9,132	9,132
非上場	92,502	92,502	92,502	92,502
合計	101,238	101,238	101,634	101,634

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。



(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
17	28	—	121	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
5,405	115	5,436	135

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	245,554	267,117
マンドート方式を適用するエクスポージャー	10,140	7,160
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの(例えば、貸出金・有価証券・貯金等)において発生するリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理を行っています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、「リスク管理規程」にて管理方針を定め、アラームポイントの設定等を行い厳正な管理に努めています。また、金利リスク(VaR)については、預け金、貸出金、有価証券及び貯金の信頼区間を99%とするVaRを計測し、「リスク管理規程」に定める管理を行っています。

②リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

金利リスクのモニタリングについては、リスク統括部が主管部署となり、計測結果等についてリスク管理委員会等へ定期的に報告しています。また、金利リスク量のアラームポイントを設定し、一定の範囲に収まるようリスクコントロールしています。

③金利リスク計測の頻度

IRRBBについては、毎月末を基準日として月次で計測しています。VaRについては、有価証券は日次で計測し、預け金、貸出金及び貯金は毎月末を基準日として月次で計測しています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っていません。

■金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利

ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ⑦内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量の減少等によるものです。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

■ $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ①金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しているほか、ストレステストを実施し自己資本比率への影響を試算しています。
- ②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIと大きく異なる点）  
特段ありません。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	31,392	35,435	4,237	4,039
2	下方パラレルシフト	—	—	2,633	1,798
3	スティープ化	19,809	21,628		
4	フラット化	832	390		
5	短期金利上昇	4,973	5,879		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	31,392	35,435	4,237	4,039
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	156,421		160,704	

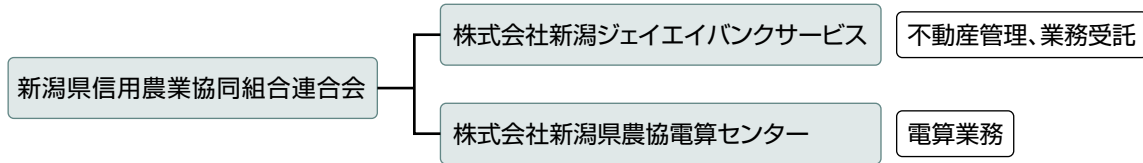
- (注) 1. 「 $\Delta$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。  
 2. 「 $\Delta$ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。  
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。  
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。  
 5. 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。  
 6. 「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。  
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。  
 8. 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 連結情報

### グループの概況

#### グループの事業系統図

当会および子会社等の総合力で、県内系統信用事業（JAバンク新潟）等の円滑な業務運営に努めています。



#### 子会社等の状況

会社名	業務内容	所在地	設立年月日	資本金 (百万円)	当会の 議決権比率	当会及び 他の子会社等の 議決権比率
株式会社 新潟ジェイエイバンクサービス	不動産管理、当会の定 型的後方業務の受託	新潟市中央区東中通 一番町189番地3	昭和39年11月26日	86	100.00%	100.00%
株式会社 新潟県農協電算センター	県下JAグループの電算 機による情報処理	新潟市中央区新光町 6番地5	昭和50年10月1日	497	16.51%	16.51%

#### 連結事業概況（令和4年度）

##### ■事業の概況

令和4年度の当会の連結決算は、子会社の株式会社新潟ジェイエイバンクサービスを連結し、関連法人等の株式会社新潟県農協電算センターに対して持分法を適用しています。

連結決算の内容は、連結経常収益18,935百万円、連結当期剰余金4,086百万円、連結純資産155,269百万円、連結総資産1,991,166百万円で、連結自己資本比率は12.21%となりました。

##### ■連結子会社等の事業概況

株式会社 新潟ジェイエイバンクサービス

当会からの業務受託と不動産管理事業等の実施により、事業は順調に推移し、当期純利益21百万円を計上しました。

株式会社 新潟県農協電算センター

JAグループの電算機による情報処理業務の受託をはじめとした各事業は順調に推移し、当期純利益66百万円を計上しました。

## 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	19,914	20,158	18,494	18,540	18,935
連結経常利益	4,727	4,583	3,588	4,740	4,446
連結当期剰余金	3,987	3,973	3,371	4,207	4,086
連結純資産額	150,537	133,373	170,147	165,537	155,269
連結総資産額	1,969,369	1,976,198	2,056,916	2,043,268	1,991,166
連結自己資本比率	<b>15.48</b>	<b>13.40</b>	<b>13.72</b>	<b>12.92</b>	<b>12.21</b>

(注) 1. 連結総資産額には、債務保証見返勘定が含まれています。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金	2,622	2,461	貯金	1,838,070	1,804,414
預け金	1,039,673	992,665	借入金	21,800	21,200
金銭の信託	87,224	101,315	代理業務勘定	1	1
有価証券	548,166	518,673	その他負債	4,694	1,858
貸出金	265,083	275,680	諸引当金	3,499	3,488
その他資産	2,717	2,855	退職給付に係る負債	917	852
有形固定資産	2,780	2,742	繰延税金負債	5,197	916
建物	1,670	1,635	債務保証	3,549	3,165
土地	1,033	1,033	<b>負債の部合計</b>	<b>1,877,731</b>	<b>1,835,896</b>
その他の有形固定資産	75	73	<b>(純資産の部)</b>		
無形固定資産	74	50	出資金	74,495	74,495
ソフトウェア	67	48	資本剰余金	0	0
その他の無形固定資産	6	1	利益剰余金	76,264	77,281
外部出資	92,466	92,477	<b>会員資本合計</b>	<b>150,759</b>	<b>151,776</b>
債務保証見返	3,549	3,165	その他有価証券評価差額金	14,777	3,493
貸倒引当金	△1,090	△920	<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>14,777</b>	<b>3,493</b>
			<b>純資産の部合計</b>	<b>165,537</b>	<b>155,269</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>2,043,268</b>	<b>1,991,166</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,043,268</b>	<b>1,991,166</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
<b>経常収益</b>	<b>18,540</b>	<b>18,935</b>
資金運用収益	13,651	11,881
貸出金利息	1,917	1,933
預け金利息	24	20
有価証券利息配当金	5,269	4,419
コールローン等利息	0	—
その他受入利息	6,439	5,508
(うち受取奨励金)	(5,585)	(4,946)
(うち特別配当金)	(854)	(561)
役員取引等収益	144	148
その他事業収益	2,007	2,697
その他経常収益	2,737	4,208
<b>経常費用</b>	<b>13,800</b>	<b>14,488</b>
資金調達費用	9,965	9,151
貯金利息	99	36
借入金利息	94	94
その他支払利息	9,771	9,020
(うち支払奨励金)	(9,770)	(9,018)
役員取引等費用	414	497
その他事業費用	248	1,682
経費	3,017	3,088
その他経常費用	153	69
<b>経常利益</b>	<b>4,740</b>	<b>4,446</b>
<b>特別損失</b>	<b>8</b>	<b>9</b>
固定資産処分損	8	9
<b>税金等調整前当期利益</b>	<b>4,731</b>	<b>4,437</b>
法人税、住民税及び事業税	539	319
法人税等調整額	△15	32
<b>法人税等合計</b>	<b>523</b>	<b>351</b>
<b>当期利益</b>	<b>4,207</b>	<b>4,086</b>
<b>当期剰余金</b>	<b>4,207</b>	<b>4,086</b>

## 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
<b>(資本剰余金の部)</b>		
資本剰余金期首残高	0	0
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	0	0
<b>(利益剰余金の部)</b>		
利益剰余金期首残高	75,016	76,264
利益剰余金増加高	4,207	4,086
当期剰余金	4,207	4,086
利益剰余金減少高	2,960	3,068
配当金	2,960	3,068
利益剰余金期末残高	76,264	77,281

## ■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	(令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期利益	4,731	4,437
減価償却費	147	141
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 116	△ 169
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	30	△ 64
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	68	△ 11
持分法による投資損益	△ 15	△ 10
資金運用収益	△ 13,651	△ 11,881
資金調達費用	9,965	9,151
有価証券関係損益 (△は益)	448	380
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△ 2,449	△ 3,649
外部出資関係損益 (△は益)	0	0
為替差損益 (△は益)	△ 1,002	△ 1,812
固定資産処分損益 (△は益)	8	9
貸出金の純増 (△) 減	△ 5,344	△ 10,596
預け金の純増 (△) 減	45,000	55,000
貯金の純増減 (△)	6,917	△ 33,656
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 (△)	△ 15,900	△ 600
資金運用による収入	16,312	14,985
資金調達による支出	△ 10,172	△ 9,151
事業分量配当金の支払額	△ 1,995	△ 2,104
その他	43	△ 144
小 計	33,025	10,251
法人税等の支払額	△ 436	△ 405
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>32,588</b>	<b>9,846</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 75,015	△ 96,302
有価証券の売却による収入	17,070	61,340
有価証券の償還による収入	46,779	48,060
金銭の信託の増加による支出	△ 22,828	△ 15,153
金銭の信託の減少による収入	265	1,091
固定資産の取得による支出	△ 99	△ 89
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 33,828</b>	<b>△ 1,051</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の払戻しによる支出	△ 1	—
出資配当金の支払額	△ 964	△ 964
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 965</b>	<b>△ 964</b>
<b>4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)</b>	<b>△ 2,205</b>	<b>7,830</b>
<b>5 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>43,498</b>	<b>41,292</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>41,292</b>	<b>49,123</b>

## ■ 連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

連結子会社等に農協法に基づく開示債権はありませんので、当会単体の農協法に基づく開示債権残高と同額です。

## ■ 事業の種類別情報

子会社等の営む事業はグループ全事業に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

## ●令和3年度注記表(連結)

### 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項  
連結子会社 1社 株式会社新潟ジェイエイバンクサービス
- (2) 持分法の適用に関する事項  
持分法適用の関連会社 1社 株式会社新潟県農協電算センター
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項  
連結子会社及び持分法適用の関連会社の決算日はすべて3月31日です。
- (4) のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金、通知預け金です。

### 2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資決定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
  - ・ その他有価証券……時価のあるものについては、原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については、原価法(売却原価は移動平均法により算定)によっています。  
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によるほか、運用目的の金銭の信託については時価法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。  
また、主な耐用年数は次のとおりです。
  - ・ 建 物……38年～50年
  - ・ その他……5年～18年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

### (8) 引当金の計上方法

#### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

#### ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。

#### ④ 相互援助積立金

相互援助積立金は、新潟県JAバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県JAバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。

### (9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

### (10) ヘッジ会計の方法

リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

#### ① 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。

### (11) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

## 3 会計方針の変更に関する事項

### (1) 「収益認識に関する会計基準」の適用

当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第

30号 2021年3月26日)を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当年度の経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

#### (2)「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

## 4 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 貸倒引当金

①当連結会計年度に係る計算書類に計上した額  
貸倒引当金 1,090百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

#### b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

#### c 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 金融商品の時価

①当連結会計年度に係る計算書類に計上した額

「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

#### b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

#### c 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

## 5 連結貸借対照表に関する事項

(1)有形固定資産の減価償却累計額は2,616百万円です。

有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。

(2)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券549百万円を差し入れています。

(3)当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(4)当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(5)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10百万円
危険債権額	738百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	749百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化され、リスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

(6)割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。

これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は60百万円です。

(7)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、111,471百万円です。

(8)貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,549百万円が含まれています。

(9)借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,800百万円が含まれています。



## 6 金融商品に関する事項

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(運用目的及びその他目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

##### b 市場リスクの管理

###### (a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

###### (b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

###### (c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

###### (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

###### (e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、35,435百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

###### c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 け 金	1,039,673	1,039,682	9
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	404	404	—
その他の金銭の信託	86,819	86,819	—
有 価 証 券			
その他有価証券	548,166	548,166	—
貸 出 金	265,083		
貸 倒 引 当 金	△1,088		
貸倒引当金控除後	263,994	265,135	1,140
<b>資 産 計</b>	<b>1,939,059</b>	<b>1,940,209</b>	<b>1,149</b>
貯 金	1,838,070	1,838,086	15
借 用 金	21,800	21,799	△0
<b>負 債 計</b>	<b>1,859,870</b>	<b>1,859,885</b>	<b>15</b>
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,307)	(1,307)	—
<b>デリバティブ取引計</b>	<b>(1,307)</b>	<b>(1,307)</b>	<b>—</b>

(注)1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、( )で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最

大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	92,466百万円

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,039,673	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	37,229	36,242	30,717	24,173	17,491	326,391
貸出金	72,510	31,954	25,670	30,743	16,304	87,882
合計	1,149,414	68,196	56,387	54,917	33,795	414,273

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)22,675百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。  
2.貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等21百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,836,850	916	130	29	144	—
借入金	9,100	12,700	—	—	—	—
合計	1,845,950	13,616	130	29	144	—

(注)1.貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。  
2.借入金のうち、期限のない劣後特約借入金11,800百万円については、今後、期限前償還が予定されていることから、その償還予定日も踏まえ、「1年超2年以内」に含めています。

## 7 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,244	2,838	5,405
	債券			
	国債	76,166	73,014	3,152
	地方債	3,253	3,199	54
	社債	112,268	110,078	2,190
	その他	80,118	77,943	2,175
	その他	94,333	84,531	9,801
	小計	374,384	351,605	22,779
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	491	607	△115
	債券			
	国債	18,932	19,229	△296
	地方債	3,072	3,100	△27
	社債	28,237	28,381	△143
	その他	71,679	73,945	△2,265
	その他	51,368	52,749	△1,380
	小計	173,781	178,012	△4,230
合計		548,166	529,617	18,549

(注)上記差額合計から繰延税金負債5,122百万円を差し引いた金額13,426百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	152	17	28
債券	17,237	583	248
その他	—	—	—
合計	17,389	600	276

## 8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1)運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	404百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△59百万円

(2)その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	86,819	84,958	1,860	2,592	△731

(注)1.上記差額合計から繰延税金負債509百万円を差し引いた金額1,351百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。  
2.「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 9 退職給付に関する事項

(1)退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	886百万円
退職給付費用	99百万円
退職給付の支払額	△49百万円
制度への拠出額	△18百万円
期末における退職給付に係る負債	917百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	1,462百万円
年金資産	△545百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	917百万円
退職給付に係る負債	917百万円

## c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	99百万円
臨時に支払った割増退職金	6百万円
退職給付費用	105百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、17百万円となっています。また、存続組合により示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、175百万円となっています。

## 10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	72百万円
賞与引当金超過額	33百万円
退職給付引当金超過額	254百万円
県相互援助積立金超過額	928百万円
有価証券有税償却額	15百万円
資産除去債務	4百万円
未払奨励金損金否認額	210百万円
未払事業税	33百万円
その他	26百万円
繰延税金資産小計	1,578百万円
評価性引当額	△1,024百万円
繰延税金資産合計(A)	554百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,632百万円
固定資産圧縮積立金	△118百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△5,751百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△5,197百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.05%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.14%
事業分量配当金	△12.30%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	△0.31%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.07%

## 11 資産除去債務に関する事項

- (1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該

建物の所有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承認期間終了による原状回復義務に関しても、資産除去債務を計上しています。

- (2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

- (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	－百万円
期末残高	15百万円

## ●令和4年度注記表(連結)

### 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項  
連結子会社 1社 株式会社新潟ジェイエイバンクサービス
- (2) 持分法の適用に関する事項  
持分法適用の関連会社 1社 株式会社新潟県農協電算センター
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項  
連結子会社及び持分法適用の関連会社の決算日はすべて3月31日です。
- (4) のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金、通知預け金です。

### 2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資決定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
  - ・ その他有価証券……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については、原価法(売却原価は移動平均法により算定)。  
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。  
また、主な耐用年数は次のとおりです。
  - ・ 建物……………38年～50年
  - ・ その他……………5年～18年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

### (8) 引当金の計上方法

#### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

#### ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。

#### ④ 相互援助積立金

相互援助積立金は、新潟県 J Aバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県 J Aバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。

### (9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

### (10) ヘッジ会計の方法

リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

#### ① 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。

### (11) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

## 3 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)の適用  
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定

会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。

#### 4 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

##### (1) 貸倒引当金

- ① 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額  
貸倒引当金 920百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - a 算出方法  
貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しています。
  - b 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
  - c 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 金融商品の時価

- ① 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額  
「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - a 算出方法  
金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
  - b 主要な仮定  
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。
  - c 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響  
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

#### 5 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は2,688百万円です。  
有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。
- (2) 資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券536百万円を差し入れています。
- (3) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (4) 当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭

債務はありません。

- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	48百万円
危険債権額	660百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	708百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は26百万円です。

- (7) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、110,455百万円です。

- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,549百万円が含まれています。

- (9) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,800百万円が含まれています。

#### 6 金融商品に関する事項

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個

人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(その他の目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

### ③金融商品に係るリスク管理体制

#### a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

#### b 市場リスクの管理

##### (a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

##### (b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

##### (c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

#### (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

#### (e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)」に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、31,392百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

### ①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	992,665	992,586	△78
金銭の信託			
その他の金銭の信託	101,315	101,315	—
有価証券			
その他有価証券	518,673	518,673	—
貸出金	275,680		
貸倒引当金	△918		
貸倒引当金控除後	274,761	275,215	453
<b>資産計</b>	<b>1,887,416</b>	<b>1,887,791</b>	<b>374</b>
貯金	1,804,414	1,804,281	△132
借入金	21,200	21,141	△58
<b>負債計</b>	<b>1,825,614</b>	<b>1,825,423</b>	<b>△191</b>
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(476)	(476)	—
<b>デリバティブ取引計</b>	<b>(476)</b>	<b>(476)</b>	<b>—</b>

- (注) 1. その他有価証券及び金銭の信託には、「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、( ) で表示しています。

## ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

## c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

## d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場

金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## 【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	92,477百万円

(注)外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	992,665	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	30,410	24,577	26,261	15,027	20,688	338,622
貸出金	80,374	34,984	34,949	20,828	24,857	79,667
<b>合計</b>	<b>1,103,450</b>	<b>59,561</b>	<b>61,210</b>	<b>35,856</b>	<b>45,546</b>	<b>418,289</b>

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 22,590百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等22百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。



⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	1,803,284	798	141	144	35	10
借 用 金	12,700	—	—	8,500	—	—
合 計	1,815,984	798	141	8,644	35	10

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金11,800百万円については、今後、期限前償還が予定されていることから、その償還予定日も踏まえ、「1年以内」に含めています。

## 7 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,352	2,916	5,436
	債 券			
	国 債	43,749	41,996	1,753
	地方債	2,736	2,699	37
	社 債	48,720	47,664	1,056
	その他	36,305	34,777	1,527
	その他	78,087	71,144	6,943
	小 計	217,952	201,198	16,754
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	779	915	△135
	債 券			
	国 債	42,929	44,682	△1,753
	地方債	3,525	3,600	△74
	社 債	85,961	89,662	△3,700
	その他	102,451	107,829	△5,377
	その他	65,072	67,230	△2,157
	小 計	300,721	313,920	△13,199
合 計		518,673	515,118	3,554

(注)上記差額合計から繰延税金負債974百万円を差し引いた金額2,579百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	194	121	—
債 券	58,182	1,282	895
そ の 他	2,124	175	—
合 計	60,501	1,579	895

## 8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1)その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	101,315	100,057	1,257	3,881	△2,623

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債344百万円を差し引いた金額913百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 9 退職給付に関する事項

(1)退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	917百万円
退職給付費用	99百万円
退職給付の支払額	△146百万円
制度への拠出額	△18百万円
期末における退職給付に係る負債	852百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	1,404百万円
年金資産	△552百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	852百万円
退職給付に係る負債	852百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	99百万円
臨時に支払った割増退職金	11百万円
退職給付費用	110百万円

(2)人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。また、存続組合により示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、147百万円となっています。

## 10 税効果会計に関する事項

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	21百万円
賞与引当金超過額	32百万円
退職給付引当金超過額	236百万円
県相互援助積立金超過額	928百万円
有価証券有税償却額	14百万円
未払奨励金損金否認額	210百万円
未払事業税	19百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	1,493百万円
評価性引当額	△976百万円
繰延税金資産合計(A)	516百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,319百万円
固定資産圧縮積立金	△113百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,433百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△917百万円

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.11%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.52%
事業分量配当金	△14.30%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	△1.07%
その他	△0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.91%

## 11 資産除去債務に関する事項

### (1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該建物の所有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承認期間終了による原状回復義務に関しても、資産除去債務を計上しています。

### (2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

### (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	－百万円
期末残高	15百万円

## 自己資本の充実の状況(連結)

### (1) 連結の範囲に関する事項

- 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因  
相違する会社はありません。

- 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 1社
- 主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟ジェイエイバンクサービス	不動産管理及び県信連の定型的後方業務の受託

- 持分法が適用される関連法人

- 関連法人数 1社
- 主要な関連法人

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟県農協電算センター	J A及びJ A連合会の電算機による情報処理

- 比例連結が適用される関連法人

該当する会社はありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

- 連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当事項はありません。

- 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

### (2) 自己資本の状況

- 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和5年3月末における自己資本比率は12.21%と、国内基準（4%）及び国際統一基準（8%）を大きく上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

- 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後特約付債務により調達しています。

#### 普通出資金

項 目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	219億円（前年度219億円）

## 後配出資金

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	525億円（前年度525億円）

## 永久劣後特約付債務

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	50億円（前年度100億円）
一定の事由が生じた場合に償還を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能。

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

a 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	147,690	148,518
うち、出資金及び資本剰余金の額	74,495	74,495
うち、再評価積立金の額	25	25
うち、利益剰余金の額	76,238	77,255
うち、外部流出予定額 (△)	3,068	3,258
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,874	3,779
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,874	3,779
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	10,000	5,000
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	161,565	157,298
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	53	36
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	53	36
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	53	36

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	161,512	157,262
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,238,791	1,278,023
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 21,366	△ 4,766
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 21,366	△ 4,766
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,870	9,304
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,249,662	1,287,328
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.92%	12.21%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

b 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現	金	2,622	—	—	2,461	—	—
	我が国の中央政府及び 中央銀行向け	92,362	—	—	86,792	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	43,945	—	—	21,900	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	52,729	—	—	49,199	—	—
	外国の中央政府等以外の 公共部門向け	3,962	792	31	3,090	618	24
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	8,015	801	32	6,901	690	27
	我が国の政府関係機関向け	52,560	5,013	200	45,479	4,305	172
	地方三公社向け	191	36	1	189	35	1
	金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	1,132,328	226,350	9,054	1,058,350	211,572	8,462
	法人等向け	147,017	111,718	4,468	164,471	118,637	4,745
	中小企業等向け及び個人向け	328	229	9	347	237	9
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	不動産取得等事業向け	1,674	1,616	64	2,818	2,788	111
	三月以上延滞等	6	—	—	6	—	—
	取立未済手形	48	9	0	52	10	0
	信用保証協会等による保証付	1,896	186	7	1,651	162	6
	株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	出資等	5,738	5,738	229	6,154	6,154	246
	(うち出資等のエクスポージャー)	5,738	5,738	229	6,154	6,154	246
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	上記以外	265,007	620,734	24,829	275,562	636,794	25,471
	(うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部 TLAC 関 連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー)	103,051	257,628	10,305	102,098	255,246	10,209
	(うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー)	122,979	307,448	12,297	122,979	307,448	12,297
	(うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー)	455	1,138	45	416	1,041	41
	(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手 段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手 段のうち、その他外部 TLAC 関連調 達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー)	31,994	47,992	1,919	45,977	68,966	2,758

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証 券 化	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,526	6,526	261	4,090	4,090	163
		12,138	3,361	134	13,178	3,485	139
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	12,138	3,361	134	13,178	3,485	139
再 証 券 化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエクスポージャー		255,695	283,494	11,339	274,277	297,252	11,890
(うちルックスルー方式)		245,554	271,837	10,873	267,117	289,625	11,585
(うちマンドート方式)		10,140	11,657	466	7,160	7,626	305
(うち蓋然性方式250%)		—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)		—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額			—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入 されなかったものの額 (△)			21,366	854		4,766	190
標準的手法を適用する エクスポージャー別計		2,078,269	1,238,719	49,548	201,886	1,277,979	51,119
CVAリスク相当額 ÷ 8%			72	2		44	1
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
<b>合計 (信用リスク・アセットの額)</b>		<b>2,078,269</b>	<b>1,238,791</b>	<b>49,551</b>	<b>2,012,886</b>	<b>1,278,023</b>	<b>51,120</b>
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		10,870		434	9,304		372
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		1,249,662		49,986	1,287,328		51,493

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



(3) 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.72)をご参照ください。

- a 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高  
(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国 内	1,665,730	231,800	287,776	—	6	1,593,001	238,006	258,166	—	6	
国 外	144,705	42,661	102,044	—	—	132,428	16,822	115,605	—	—	
<b>地域別残高計</b>	<b>1,810,436</b>	<b>274,461</b>	<b>389,821</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	<b>1,725,430</b>	<b>254,829</b>	<b>373,771</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	
法人	農 業	2,169	2,169	—	—	5	2,546	2,546	—	—	5
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	16,983	14,507	—	—	—	20,491	17,765	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	10,148	7,255	2,127	—	—	9,674	7,062	1,816	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,105	7,105	—	—	—	7,201	7,201	—	—	—
	運輸・通信業	39,315	10,446	28,604	—	—	31,402	10,442	20,609	—	—
	金融・保険業	400,655	97,492	210,769	—	—	398,531	74,487	231,726	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	91,309	88,747	1,742	—	—	94,689	92,290	1,530	—	—
日本国政府・地方公共団体	143,082	44,413	98,668	—	—	133,982	40,884	93,098	—	—	
上記以外	1,039,600	—	—	—	—	992,667	5	—	—	—	
個 人	2,324	2,324	—	—	1	2,149	2,149	—	—	1	
そ の 他	57,741	—	47,908	—	—	32,093	—	24,990	—	—	
<b>業種別残高計</b>	<b>1,810,436</b>	<b>274,461</b>	<b>389,821</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	<b>1,725,430</b>	<b>254,829</b>	<b>373,771</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	
1 年 以 下	1,174,603	98,617	35,883	—	—	1,094,302	75,813	25,399	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	82,324	36,274	46,049	—	—	75,543	47,907	27,635	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	70,896	46,277	24,619	—	—	73,098	48,584	24,513	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	63,891	36,955	26,936	—	—	71,765	24,146	47,618	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	78,017	18,228	59,789	—	—	84,780	18,638	66,141	—	—	
10 年 超	145,664	38,038	107,625	—	—	152,968	39,701	113,266	—	—	
期限の定めのないもの	195,037	68	88,918	—	—	172,972	36	69,196	—	—	
<b>残存期間別残高計</b>	<b>1,810,436</b>	<b>274,461</b>	<b>389,821</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,725,430</b>	<b>254,829</b>	<b>373,771</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	
<b>平均残高計</b>	<b>1,662,758</b>	<b>235,022</b>	<b>326,826</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>1,635,957</b>	<b>239,534</b>	<b>355,179</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことをいいます。  
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。  
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

- b 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

- (a) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	682	519	—	682	519	519	424	—	519	424
個別貸倒引当金	524	570	—	524	570	570	495	—	570	495

## (b) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

		令和3年度						令和4年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他					
法人	農業	42	23	—	42	23	—	23	52	—	23	52	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	35	78	—	35	78	—	78	47	—	78	47	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4	2	—	4	2	—	2	0	—	2	0	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	414	439	—	414	439	—	439	369	—	439	369	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	27	26	—	27	26	—	26	25	—	26	25	—	
業種別計	524	570	—	524	570	—	570	495	—	570	495	—	

(注)一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

## (c) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	195,292	195,292	—	164,212	164,212
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	60,017	60,017	—	51,579	51,579
	20%	18,073	1,139,953	1,158,026	18,836	1,072,716	1,091,552
	35%	—	—	—	—	—	—
	50%	32,551	604	33,155	39,705	700	40,405
	75%	—	327	327	—	345	345
	100%	8,206	111,166	119,373	6,153	102,879	109,033
	150%	—	32,001	32,001	—	45,983	45,983
	250%	—	212,242	212,242	—	222,317	222,317
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	58,831	1,751,604	1,810,436	64,695	1,660,734	1,725,430	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容 (P.75) をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,424	—	—	2,422	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	4,610	—	8	12,229	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	30	—	—	30	—
<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>7,065</b>	<b>—</b>	<b>8</b>	<b>14,681</b>	<b>—</b>

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体開示内容（P.76）をご参照ください。

## a 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	令和3年度						令和4年度					
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他				現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	242	—	—	—	242	—	146	—	—	—	146
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	242	—	—	—	242	—	146	—	—	—	146
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットリング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—		—				—
合計	—	242	—	—	—	242	—	146	—	—	—	146

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## b 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

## c 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は、単体開示内容（P.77）をご参照ください。

a 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

b 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(a) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	4,356	—	4,071	—
	自動車ローン	5,492	—	5,681	—
	その他	2,290	—	3,425	—
	合計	12,138	—	13,178	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(b) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和3年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	12,062	96		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	75	37				
	合計	12,138	134		合計	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
	合計	—	—		合計	—	—

令和4年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	13,109	104		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	69	34				
<b>合計</b>	<b>13,178</b>	<b>139</b>	<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>		
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>		

(注)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(c) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	75	69
<b>合計</b>	<b>75</b>	<b>69</b>

(注)自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

(d) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方針や手続については、信連に準じた内容としております。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.79）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.79）をご参照ください。

a 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	場	8,735	8,735	9,132	9,132
非上場	場	92,466	92,466	92,477	92,477
合	計	101,202	101,202	101,609	101,609

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

b 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
17	28	—	121	—	—

c 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
5,405	115	5,436	135

d 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	245,554	267,117
マンドート方式を適用するエクスポージャー	10,140	7,160
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

## (10) 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.80～81）をご参照ください。

## 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	31,392	35,435	4,237	4,039
2	下方パラレルシフト	－	－	2,633	1,798
3	スティープ化	19,809	21,628		
4	フラット化	832	390		
5	短期金利上昇	4,973	5,879		
6	短期金利低下	－	－		
7	最大値	31,392	35,435	4,237	4,039
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	157,262		161,512	



## 財務諸表の適正性等にかかる確認

### 確 認 書

1. 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月29日

新潟県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 島本春幸

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

## 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# 法定開示項目と掲載ページ一覧表

## 単体開示項目(農業協同組合法施行規則第204条関連)

### I 概況及び組織に関する事項

- 1. 業務の運営の組織 ..... 38
- 2. 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 ..... 38
- 3. 事務所の名称及び所在地 ..... 39
- 4. 特定信用事業代理業者に関する事項 ..... 39

### II 主要な業務の内容

- 5. 主要な業務の内容 ..... 31~37

### III 主要な業務に関する事項

- 6. 直近の事業年度における事業の概況 ..... 20~22
- 7. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
  - ① 経常収益 ..... 55
  - ② 経常利益又は経常損失 ..... 55
  - ③ 当期剰余金又は当期損失金 ..... 55
  - ④ 出資金及び出資口数 ..... 55
  - ⑤ 純資産額 ..... 55
  - ⑥ 総資産額 ..... 55
  - ⑦ 貯金等残高 ..... 55
  - ⑧ 貸出金残高 ..... 55
  - ⑨ 有価証券残高 ..... 55
  - ⑩ 単体自己資本比率 ..... 55
  - ⑪ 剰余金の配当の金額 ..... 55
  - ⑫ 職員数 ..... 55
- 8. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
  - ① 主要な業務の状況を示す指標 ..... 55~56、64
  - ② 貯金に関する指標 ..... 57
  - ③ 貸出金等に関する指標 ..... 57~59、64
  - ④ 有価証券等に関する指標 ..... 61、64

### IV 業務の運営に関する事項

- 9. リスク管理の体制 ..... 12~13
- 10. 法令遵守の体制 ..... 14
- 11. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ..... 25~28
- 12. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ..... 15

### V 直近の2事業年度における財産の状況

- 13. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ..... 43~54
- 14. 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況 ..... 60
- 15. 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況 ..... 60
- 16. 自己資本の充実の状況 ..... 67~81
- 17. 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
  - ① 有価証券 ..... 62
  - ② 金銭の信託 ..... 62
  - ③ デリバティブ取引等 ..... 63
- 18. 貸倒引当金 ..... 60
- 19. 貸出金償却の額 ..... 60
- 20. 会計監査人の監査を受けている旨 ..... 112

## 連結開示項目(農業協同組合法施行規則第205条関連)

### I 信連及びその子会社等の概況に関する事項

- 1. 信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ..... 82
- 2. 信連の子会社等に関する事項 ..... 82

### II 主要な業務の内容

- 3. 直近の事業年度における事業の概況 ..... 82
- 4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標
  - ① 経常収益 ..... 83
  - ② 経常利益又は経常損失 ..... 83
  - ③ 当期剰余金又は当期損失金 ..... 83
  - ④ 純資産額 ..... 83
  - ⑤ 総資産額 ..... 83
  - ⑥ 連結自己資本比率 ..... 83

### III 直近の2連結会計年度における財産の状況

- 5. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 ..... 83~84、86~97
- 6. 農協法に基づく開示債権の状況 ..... 85
- 7. 自己資本の充実の状況 ..... 98~111
- 8. 事業の種類別情報 ..... 85

## その他重要な事項(農業協同組合法施行規則第207条)

- 役員等の報酬体系 ..... 66

※皆さまからよりご理解をいただくため、法定開示項目以外についても開示しています。